

経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第8条第1項)

平成 23 年 9 月



仙台銀行

目 次

はじめに	・ ・ ・	1
第 1 経営強化計画の実施期間	・ ・ ・	1
第 2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災 特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済 の活性化に資する方策	・ ・ ・	2
2－1 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の 当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている 地域における経済の活性化に資するための方針	・ ・ ・	2
2－2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための 方策	・ ・ ・	5
2－3 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援を はじめとする被災地域における東日本大震災からの 復興に資する方策	・ ・ ・	1 2
2－4 その他主として業務を行っている地域における経済の 活性化に資する方策	・ ・ ・	3 6
第 3 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項	・ ・ ・	4 1
3－1 株式会社整理回収機構による株式等の引受け等を求め る額及びその内容・金額及び条件	・ ・ ・	4 1
3－2 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針	・ ・ ・	4 3
第 4 収益の見通し	・ ・ ・	4 5
4－1 平成 23 年 3 月期決算の概要	・ ・ ・	4 5
4－2 収益の見通しの概要	・ ・ ・	4 7
第 5 剰余金の処分の方針	・ ・ ・	5 0
第 6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のため の方策	・ ・ ・	5 2
6－1 経営管理に係る体制及び今後の方針	・ ・ ・	5 2
6－2 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	・ ・ ・	5 3
6－3 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。） 及び市場リスクを含む各種リスクの管理の状況及び 今後の方針	・ ・ ・	5 4
機能強化のための前提条件	・ ・ ・	6 1

はじめに

当行は、「宮城県の金融円滑化への貢献」を企業使命として位置づけ、経営目標に「より多くのお客さまに支持・信頼をいただける銀行を目指す」旨を掲げ、その実現に向け努めております。

平成 22 年度決算は、東日本大震災による店舗施設の損壊及び貸倒引当金の計上、さらには株式相場下落等を受けて保有有価証券の償却を実施したことなどから、68 億円の赤字を計上いたしました。

また、その後、東日本大震災による取引先の被害状況等が判明してきたことを受け、平成 23 年 9 月中間決算においては、今後の震災による影響も加味したうえで出来る限り保守的に自己査定を行い、貸倒引当金の追加計上等を行う予定であり、現時点において同中間決算は約 96 億円の赤字計上の見通しとなっております。

東日本大震災によって宮城県経済が未曾有の打撃を受ける中、当行は、利用者や地域社会から、安定的かつ円滑な資金供給機能を強化し、被災された地域の中小規模事業者や個人利用者を支援することを通して、地域経済の復興と活性化を図る役割を強く求められていると認識しております。

当行は、今回の申請に基づき受け入れる公的資金により、予防的に自己資本を増強することで財務基盤を安定させ、東日本大震災からの復興支援並びに中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に積極的に貢献していく所存でございます。

第 1 経営強化計画の実施期間

当行は、金融機能強化のための特別措置に関する法律附則第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、平成 23 年 4 月から平成 27 年 3 月まで経営強化計画を実施いたします。

この実施期間については、経営統合を検討している株式会社きらやか銀行においても金融機能強化法に基づく経営強化計画を実施されていることから、同行の次期経営強化計画(平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月)の終了時期と合わせたものでございます。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

第2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

2-1 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

2-1-1 宮城県の経済情勢及び東日本大震災の影響

(1) 宮城県の経済情勢

当行が営業基盤とする宮城県経済は、世界的な金融危機後、雇用情勢や個人消費は厳しい状況が続いていたものの、宮城県が製造業集積のために誘致したセンทรัล自動車は平成23年1月に宮城県大衡村の新本社工場で輸出用車輦の生産を開始し、関連部品メーカーでも増産の動きが見られるなど、緩やかに持ち直しております。

宮城県は、県内総生産が8兆円と東北地区では随一の経済規模を有し、また、政令指定都市である仙台市を中心に都市機能が集積していることから、当行を含めた地元の地域銀行2行、信用金庫5機関、信用組合4機関のほか、主要行及び県外地域銀行が多数進出しており、金融機関の競合は年々厳しさを増している状況にあります。

宮城県内銀行の貸出金残高の推移については、医療・社会福祉・介護業やサービス業等の第3次産業の生産高が堅調に増加していること、自動車関連産業の集積が進んでいることなどを背景に、東北各県の貸出金残高が伸び悩む中、緩やかに増加基調が続いております。

こうした中で、当行の平成23年3月期の貸出金残高は、地方公共団体向け貸出及び大企業向け貸出の減少により、前年同期比で235億円の減少となりましたが、主力の中小企業向け貸出残高は、営業担当者の増員やエリア営業体制の導入などの営業力の強化に取り組み、前年同期比9億円増加の1,997億円となっております。

また、当行の貸出金残高は、県内貸出金残高の約10%のシェアを占めており、その構成は中小企業向け貸出が40%、個人向け貸出が28%、地元地方公共団体向け貸出が20%となっていることから、当行には県内経済を支えていく大きな責任があると認識しております。

＜東北地区銀行貸出金残高推移＞

(単位：億円)

	宮城県	青森県	秋田県	岩手県	山形県	福島県	東北計	当行
18年3月	46,461	23,076	17,705	18,865	20,253	29,205	155,568	5,043
19年3月	47,505	22,128	18,074	18,552	19,401	29,257	154,919	4,931
20年3月	48,179	23,015	17,955	18,492	18,961	28,780	155,384	4,813
21年3月	49,029	22,357	17,544	19,424	20,007	29,357	157,721	4,934
22年3月	49,254	22,278	17,407	19,501	20,697	28,787	157,926	5,129
23年3月	48,965	22,194	17,673	19,732	20,820	28,465	157,852	4,894
18年比	2,504	△882	△32	867	567	△740	2,284	△149

(出所：日本銀行)

(2) 東日本大震災による影響

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災により、東北・関東の広域が被災し、宮城県においても、人的被害のほか、様々な社会・生活インフラ、生産・営業設備、物流ネットワーク等が過去にない規模の甚大な被害を受けました。

宮城県によると、現在判明している公共土木施設の被害額は1兆44億円、農林水産関係の被害額は1兆2,273億円、住宅被害額は3兆2,578億円、応急仮設住宅要望戸数は22,054戸（いずれも平成23年8月3日現在）などであり、県全体の被害総額は6兆7,000億円を超え、さらに膨らむ見通しとなっております。

この東日本大震災の影響により、宮城県経済は、雇用情勢、個人消費、住宅建設、設備投資、生産の各部門において悪化するなど、県内の中小規模事業者等の経営環境はかつてないほどの厳しさに直面しております。

福島原発や電力不足等の動向が懸念されるものの、東日本大震災からの一日も早い復旧・復興に向けて、地域金融機関には、これまで以上に金融仲介機能を発揮し、中小規模事業者や住宅ローン利用者などへの復興支援を強化・継続していくことが求められております。

＜東日本大震災・土木関連公共施設被害額＞

(単位：億円)

	宮城県	市町村	空港施設	国等	合計
港湾、下水道、海岸、道路、空港等	4,284	4,463	103	1,193	10,044

(出所：宮城県土木部、平成23年8月3日現在)

＜東日本大震災・農林水産関係被害額＞

(単位：億円)

	農業関連	畜産関連	林業関連	水産関連	その他	合計
被害額	5,143	50	136	6,849	93	12,273

(出所：宮城県農林水産部、平成23年8月3日現在)

＜東日本大震災・住宅被害額＞

(単位：億円)

	全壊 (70千棟)	半壊 (70千棟)	一部損壊 (126千棟)	合計 (267千棟)
被害額	17,582	8,716	6,278	32,578

(出所：宮城県土木部、平成23年8月3日現在)

2-1-2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための基本的な取組姿勢

(1) 基本的な取り組み姿勢

当行は、宮城県が直面している東日本大震災後の社会経済情勢を踏まえ、被災地の地域金融機関として、地域密着型金融の一層の推進を通じて、地域経済及びお取引先との共存共栄を目指すとともに、東日本大震災からの復興に向けて積極的に支援策に取り組んでまいります。

特に、経営統合を検討している株式会社きらやか銀行とは、今後、その連携を一層強化し、両行が保有する企業支援ノウハウや店舗ネットワークを最大限活用しながら、ビジネスマッチングによるお取引先の事業機会の創出や事業再建・再生等への情報提供・支援等に積極的に取り組んでまいります。

(2) 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

東日本大震災後、被災されたお取引先においては、企業施設の損壊・消失など、かつて経験したことのない極めて厳しい現実直面しております。

そのような中、当行は、中小規模事業者や住宅ローン利用者をはじめとするお取引先との一層のリレーション強化を図るとともに、コンサルティング機能を強化・発揮し、安定的かつ円滑な資金供給機能を積極的に果たすことで、一日も早い地域経済の復旧・復興に向けて取り組んでまいります。

(3) 地域の面的な再生への積極的な参画

当行は、地域金融機関としての情報集積機能をさらに発揮し、国・県・市町村、他金融機関等との連携を密にして、様々な公的支援策も併用しながら、お取引先への復興支援に取り組んでまいります。

また、地域経済を構成する一員として、当行は、地域復興計画等の策定やその実施などにも多面的かつ積極的に参画し、地域経済の復興と活性化に取り組んでまいります。

(4) 地域や利用者に対する積極的な情報発信

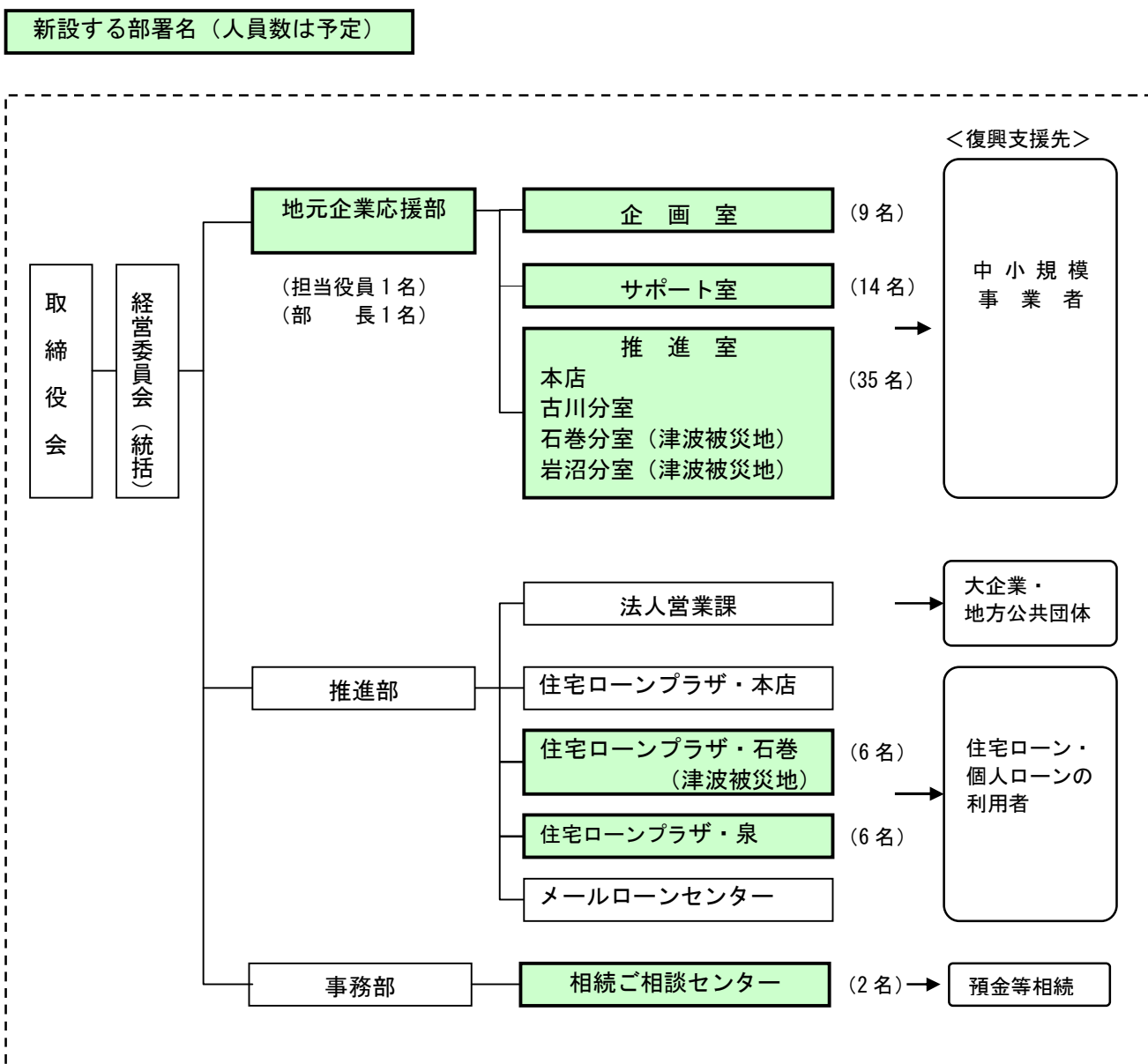
当行は、地域金融機関として様々な機会を通じて、当行の経営状況等を適時適切に開示するとともに、経済復興への支援を含め上記(2)及び(3)の施策の取り組み状況についても、ディスクロージャー誌やホームページ、ニュースリリース等を通じて、地域社会へ継続的に発信し、地域社会からの信頼と支持をさらに高めてまいります。

2-2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

2-2-1 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

当行は、これまで取り組んでまいりました中小規模事業者等に対する資金供給の円滑化・企業再生・事業承継・創業新事業支援に対するサポート体制をこれまで以上に強化するとともに、東日本大震災への復興支援を万全の体制で進めるため、以下の取り組みを行ってまいります。

《復興支援・営業推進体制組織》



2-2-1-1 組織・戦略的人員配置

(1) 地元企業応援部の新設

当行は、中小規模事業者等への復興支援及び貸出等を積極的に推進するため、平成 23 年 6 月、地元企業応援部を新たに設置いたしました。地元企業応援部には、企画室、サポート室、推進室の 3 室を置き、担当役員を含め総勢 60 名（予定）の人員を順次配置し、復興支援・推進体制の強化を図ります。

① 企画室の活動 ―復興支援企画力、専門コンサルティング機能等を強化―

地元企業応援部内に人員 9 名からなる「企画室」を設置いたします。当室は、復興支援及び中小規模事業者向け融資の推進に向け、行政・外部団体等からの関連情報収集、復興支援の推進計画の立案、地元企業のニーズにあった魅力ある融資商品及び販売施策等の企画・立案、行内外の調整・交渉等、地元企業応援部の全体統括を行ってまいります。

併せて、行内の中小企業診断士、不動産鑑定士等の専門スタッフが、財務改善や不動産活用等のコンサルティング機能を活用して、関連部署と連携しながら、被災企業等へ専門性の高い経営支援を展開してまいります。

また、今回の東日本大震災では、沿岸部の第 1 次産業（農業・漁業）が壊滅的な被害を受けたことから、行内の農業経営アドバイザー等 2 名が、第 1 次産業支援を担当し、行政・各種外部団体等と連携して、第 1 次産業従事者への円滑な資金供給、さらには「第 6 次産業化」（農産物の生産・加工製造・販売にいたる高付加価値化）に向けた支援を行ってまいります。

② サポート室の活動 ―被災企業の事業再生へ向けた経営支援策を強化―

地元企業応援部内に人員 14 名からなる「サポート室」を設置いたします。当室は、従来の融資部企業支援室 3 名が担当していた中小規模事業者等への企業支援機能を継承し、さらに強化してまいります。

行内の中小企業診断士等が、東日本大震災で被災した中小規模事業者等と面談し、被災状況及び経営者のニーズを的確に把握したうえで、適宜、外部専門機関等とも連携しながら、その被災状況やニーズ等にあった事業再生等の経営アドバイスを提供してまいります。

加えて、被災企業における事業再生計画の策定支援、計画進捗のきめ細やかなフォローアップを実施し、本支店が一体となってお客さまの一日も早い復旧・復興に取り組んでまいります。

③ 推進室の活動 ー被災地等に融資専門スタッフを配置し円滑に資金供給ー

地元企業応援部内に人員 35 名からなる「推進室」を設置し、本店（23 名）及び古川支店（3 名）のほか、東日本大震災の津波被災地である岩沼支店（4 名）及び石巻支店（5 名）に各分室を設置し、融資専門スタッフを配置いたします。当室は、従来の推進部法人開拓プロジェクトチーム 25 名が担当していた中小規模事業者向け融資の推進並びに若手人材育成機能を継承し、さらに強化してまいります。

推進室の融資専門スタッフが、東日本大震災で被災された中小規模事業者等への訪問活動を徹底し、お客さまとのリレーションを強化するなかで、復興に向けた企業ニーズを的確に把握し、各企業が抱える固有の課題に対して迅速に解決策を提供してまいります。

また、被災されていない中小規模事業者等に対しましても、資金ニーズを発掘し、的確な商品を提案することなどにより、付加価値の高い金融サービスを提供してまいります。

イ. 被災先を含む既往お取引先との取引深耕

推進室は、営業店と連携し、東日本大震災の影響により売上が減少する等の被害を受けた既往お取引先に対して、運転資金等の提案、新たな販路・仕入先等の開拓・紹介、経費削減等の提案を行い、復旧・復興への支援を積極的に実施してまいります。

そのほかの既往お取引先に対しても、戦略的な融資商品等（A B L、私募債、各種提携ローン等）の提案やニーズに合った経営改善提案（経費削減、専門コンサルタント紹介等）を行い、取引の拡大・深耕を図ってまいります。

ロ. 融資案件の組成と各部との調整

推進室は、高度な融資案件の組成にあたって、営業店と連携して迅速に取り組み、関係部署等と調整のうえ案件の早期実行につなげます。また、営業店に対して、融資制度や助成金等の各種情報を提供し、お客さまと営業店とのコミュニケーション強化を支援します。

ハ. 新規開拓の強化

推進室は、当行が定める重点地区（事業所数が多い等、潜在的な資金需要が見込める地区）において、担当職員を班編成し、融資セールス等を積極的に推進してまいります。

新規融資開拓の取り組みを強化し、取引先数の拡大を図ることにより、中小規模事業者等に対する資金供給の円滑化に努めてまいります。

二. 若手職員の法人営業力の育成

推進室は、中堅のベテラン法人営業職員のほか、法人営業の経験が少ない若手職員も併せて配置し、実践に即した人材育成を実施いたします。

ベテラン法人営業職員のOJT指導のもと、若手職員が営業現場で顧客対応や案件組成などに取り組むことにより、顧客ニーズに的確かつ迅速に対応できる提案力・処理力を早期に習得させ、当行全体の金融サービスの質の向上に取り組んでまいります。

(2) 地方公共団体及び復興事業参入企業への支援体制

東日本大震災においては、宮城県の沿岸部を中心に多数の地方公共団体が津波により被災し、行政機能が壊滅的な被害を受けるに至りました。

今後、被災した地方公共団体においては、地域復興に向けた復興事業費が拡大することが予想されますが、震災の影響による税収等の落ち込みが懸念され、復興事業費の調達については、地元金融機関への要請が高まるものと想定しております。

また、被災地の復興に向けては、第1次産業への民間企業参入が検討されるなど、様々な復興資金需要が発生するものと想定しております。

当行は、宮城県の地域金融機関として、これらの資金需要に積極的に対応する方針であり、既存の推進部法人営業課が中心となり、地元企業応援部、融資部、市場運用部等と連携しながら対応してまいります。

(3) 住宅ローンプラザの増設等

① 住宅ローン利用者面談チームの編成等

東日本大震災においては、宮城県の沿岸部を中心に多数の住宅が津波により被災し、内陸部においても地震による損壊被害が広範囲に及びました。

住宅ローン利用者ごとに被災状況が大きく異なっていることから、早期に利用者の状況及びそのニーズを的確に把握したうえで、既存ローンの条件変更、さらには住宅再取得資金等の相談・供給に取り組むことが必要となっております。

このため当行は、平成23年5月に、本部職員4名からなる「住宅ローン利用者面談チーム」を編成し、営業店と連携して、平成23年7月までに被災地の住宅ローン利用者約2,200先へ個別訪問のうえ面談し、利用者の被災状況の確認及び条件変更手続き等に取り組みました。

また、平成23年6月に、津波被災地の営業店15店舗において、被災者を対象とした休日住宅ローン相談会を開催し、住宅ローンのご返済等に関する相談に対応いたしました。

② 住宅ローンプラザの増設

今後、被災した住宅ローン利用者が住宅を再取得するにあたっては、特に津波により町全体が被災した地域では、市町村等の復興計画（土地利用制限等）の行方によって、大きな影響を受けることになります。

また、被災した住宅ローン利用者においては、その被害状況及び要望が多岐にわたることから、当行は、その要望に幅広くかつ迅速に対応できる態勢を強化することが必要であると認識しております。

このため当行は、既存の本店内の住宅ローンプラザに加え、津波被災者の住宅ローン相談の拠点となる宮城県石巻市（中里支店）に、平成 23 年 7 月に「住宅ローンプラザ石巻」を増設いたしました。また、住宅の新規・再取得ニーズや震災リフォーム等の需要が見込まれる仙台市泉区にも、平成 23 年度中を目途に「住宅ローンプラザ」を増設いたします。

「住宅ローンプラザ」は、それぞれ最大 6 名体制とし、住宅ローン業務に精通したスタッフを中心に配置いたします。外部業者等とも連携して、被災地の地方公共団体等の住宅関連情報を迅速に収集しつつ、住宅ローン利用者の現状及びニーズを踏まえて、住宅再取得資金等の相談・供給に迅速に取り組んでまいります。

（４）メールローンセンターの活用

当行は、東日本大震災で被災した方々へ生活復興資金（住宅リフォーム、マイカー再取得等）を円滑に供給するため、営業店窓口のほか、推進部メールローンセンターにおいて、インターネットや F A X、郵送により、震災復興支援ローンの申込を受付け、お客さまの利便性を高めております。

（５）相続ご相談センターの設置

当行は、平成 23 年 6 月に、事務部内に「相続ご相談センター」を 2 名体制で設置しました。当センターは、東日本大震災で被災した方々の預金取引等の相続手続きについて、専用フリーダイヤルで相談受付等を行い、お客さまの利便性を高めております。

今後、地元企業応援部や住宅ローンプラザ等とも連携し、ローン等の相続手続きに関する対応等にも迅速に取り組んでまいります。

（６）店舗移転・統合等による営業担当職員の再配置等

当行は、平成 22 年度に重点施策である営業体制の強化に取り組み、エリア営業体制の導入による店舗役割の明確化（母店、サテライト店、出張所）、内務職員の営業担当への異動、本部職員の削減等により、営業担当者（中小企業向け貸

出、住宅ローン、預かり資産）を 170 名から計画目標である 300 名まで増員し、県内営業店等に再配置いたしました。

当行は、東日本大震災により沿岸部 5 店舗が津波により全壊するなど甚大な被害を受けましたが、地元の復興を全力で支援することが地域金融機関として最優先すべき企業使命ととらえ、前述のとおり、平成 23 年 6 月に復興支援の担当部署である「地元企業応援部」を創設し、同年 7 月には津波被災地である宮城県石巻市に「住宅ローンプラザ」を増設いたしました。

今般の未曾有の被害状況を勘案しますと、当行の復興支援活動を充実させ、実のあるものにするためには、人材などの経営資源を早急に支援活動に集中させるとともに、長期間にわたり支援活動を継続することが必要不可欠となっております。

このため、当行は、平成 23 年度下半期以降に、東京支店のほか宮城県内の数カ店を順次、当行の近隣店舗内等へ移転・統合（店舗内店舗方式）し、既存の営業担当者等を復興支援活動へ再配置してまいります。

また、各営業店においては、店舗環境に応じて、法人営業、住宅ローン営業、預かり資産営業の担当者を適切に配置し、本部の地元企業応援部や住宅ローンプラザ、資産運用サポートチーム等が強力にサポートしてまいります。

2-2-1-2 信用供与の実施状況を検証するための体制

（１）ブロック支店長会議での進捗管理

中小規模事業者向け融資及び東日本大震災の復興支援を積極的に推進するにあたり、各営業ブロック担当の役員または本部部長が、担当するブロック支店長会議において、施策の進捗及び計数実績等に対する監督を行っております。

（２）経営委員会における進捗管理・検証

頭取を委員長とする経営委員会（委員は本部常勤取締役及び部長。定例開催は毎週火曜日と金曜日）は、経営強化計画全体の進捗を管理するとともに、必要に応じて機動的に臨時経営委員会を開催し、計画に乖離が生じた場合は、問題点の洗い出し・改善策の検討を行ない、以降の推進策を構築してまいります。

（３）取締役会における進捗管理

取締役会は、定期的に経営強化計画の進捗状況の報告を受け、社内役員のほか、社外取締役（1 名）及び社外監査役（2 名）からも積極的に意見をいただくなど、計画の進捗管理に適切に関与してまいります。

(4) 業績評価への反映

当行は、金融機関としてのコンサルティング機能を積極的に発揮するとともに、職員のモチベーションを向上させるため、営業店の業績評価項目に、「金融円滑化への取り組み」及び「債務者に対する経営相談・指導及び改善に向けた取り組み」を設け、顕著な実績を挙げた営業店を特別表彰しております。一方、金融円滑化へ不適切な取り組みがあった場合は、業績表彰の対象から外す場合があるとしています。

また、当行は、平成 23 年度下半期より人事考課制度マニュアルを改定し、「コンサルティング機能の発揮への取り組み」を人事評価に反映させ、コンサルティング機能の発揮状況に応じて行員個人の業績評価に加点する仕組みとしてまいります。

2-2-2 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

(1) スコアリングモデルを活用した融資商品の商品性見直し

当行で現在取扱っているビジネスローン「サポートみやぎ」（営業店長決裁、原則無担保）は、スコアリングモデルを活用した商品であり、これまでも顧客ニーズを的確に把握し、数度にわたり商品改良を重ねてまいりました。

今般の東日本大震災に際しましても、本ビジネスローンを災害復興支援融資として位置づけて、罹災証明書不要で取扱うなど、被災企業への迅速かつ円滑な資金提供に取り組んでおります。

今後も既存商品の見直しを行うとともに、スコアリングやコベナントを活用した利便性の高い融資商品の提供に努めてまいります。

(2) ABL及び私募債の推進

当行は、これまで様々な動産担保融資を取扱っており、直近の 3 年間（平成 20 年度から平成 22 年度）においては、米、食肉加工品、販売用 DVD、環境リサイクル製品（砕石・砕砂）、販売用化粧品、卵・菓子、地デジテレビ等を担保とする累計 11 件、7 億 13 百万円の動産担保融資を取り扱いました。

また、私募債も、お取引先企業のニーズを踏まえながら継続的に引受けを行っており、直近の 3 年間（平成 20 年度から平成 22 年度）においては、食品製造業、食品小売業、電気工事業、精密機械製造業、介護用品レンタル業など幅広い業種のお取引先に対して累計 8 件、7 億 50 百万円の引受けを行いました。

今後も ABL 及び私募債については、取引先のニーズに応じて積極的に推進してまいります。

2-3 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

2-3-1 被災者への信用供与の状況

(1) 当行取引先の被災及び信用供与の状況

① 事業取引先の被災状況

<調査内容>

当行は、震災後の平成23年3月から6月にかけて、事業取引先の被災状況調査（貸出金残高10百万円以上、3,853先）を実施しました。

本調査にあたっては、取引先へ訪問面談等のうえ、代表者等の死亡・ケガ、本社・工場・設備・在庫等の損壊などの「直接被害」のほか、仕入先・販売先の被災や震災による売上減少などの「間接被害」の状況を確認しました。

また、各被害の程度の判定にあたっては、「事業に影響がある被害」、「軽微な被害」、「被害なし」の3段階で判定しました。

<調査結果>

被害程度別では、直接被害・間接被害のいずれかにより、「事業に影響がある被害」を受けた取引先は、432先（調査対象先に占める割合11.2%）、該当先への貸出残高は316億円（同14.0%）となっております。また、「軽微な被害」を受けた先は、1,016先（同26.3%）、該当先への貸出金残高は853億円（同37.9%）となっております。

規模別では、個人事業主に比べ、相対的に事業規模が大きい法人先の被害割合が高くなっております。

地域別では、津波被災地の取引先の約半数（198先）が「事業に影響がある被害」を受け、被害が集中しています。また、業種別では、特に「卸売業・小売業」、「製造業」、「建設業」、「運輸業」の被害が多くなっております。

《当行事業取引先等の被災状況調査の内容》

	区分	調査の内容
被害内容	直接被害	代表者・保証人・従業員の死亡・ケガ、本社・工場・設備・在庫等の損壊被害
	間接被害	取引先（仕入先・販売先）の被災による事業への影響、売上減少（例：震災後の自粛ムード等による飲食店売上減少など）
被害程度	事業に影響がある被害	直接被害または間接被害のいずれかにおいて、事業に何らかの影響ある被害を受けている。
	軽微な被害	直接被害または間接被害のいずれかにおいて、事業に若干の影響があるが回復可能な被害を受けている。
	被害なし	無事、事業に影響がない。

《当行事業取引先等の被災状況：被害程度別》

単位：先、億円

被害程度		与信件数・残高		構成比	
		先 数	金 額	先 数	金 額
A. 影響あり		432	316	11.2%	14.0%
	うち法人先	367	291	17.3%	18.0%
	うち個人事業主	65	25	3.7%	3.9%
B. 軽 微		1,016	853	26.3%	37.9%
	うち法人先	783	720	36.9%	44.5%
	うち個人事業主	233	133	13.4%	21.1%
小計（A＋B）		1,448	1,169	37.5%	52.0%
	うち法人先	1,150	1,011	54.3%	62.5%
	うち個人事業主	298	158	17.1%	25.1%
C. 被害なし		2,405	1,074	62.4%	47.8%
	うち法人先	967	604	45.6%	37.3%
	うち個人事業主	1,438	470	82.8%	74.7%
合計（A＋B＋C）		3,853	2,246	100.0%	100.0%
	うち法人先	2,117	1,616	100.0%	100.0%
	うち個人事業主	1,736	629	100.0%	100.0%

《当行事業取引先等の被災状況：地域別》

単位：先、億円

被害程度		与信件数・残高		構成比	
		先 数	金 額	先 数	金 額
A. 津波被災地	影響あり	198	156	49.5%	59.1%
	軽 微	94	62	23.5%	23.5%
	被害なし	108	46	27.0%	17.4%
	小 計	400	265	100.0%	100.0%
B. その他地区	影響あり	234	160	6.8%	8.1%
	軽 微	922	791	26.7%	40.0%
	被害なし	2,297	1,028	66.5%	51.9%
	小 計	3,453	1,980	100.0%	100.0%
合計（A＋B）		3,853	2,246		

《当行事業取引先等の被災状況：業種別・影響あり先内訳》

単位：先、億円

被害程度		与信件数・残高		構成比	
		先 数	金 額	先 数	金 額
1	卸売業・小売業	103	59	23.8%	18.6%
2	製造業	87	92	20.1%	29.1%
3	建設業	59	34	13.6%	10.7%
4	運輸業・郵便業	34	21	7.8%	6.6%
5	生活関連サービス業	18	10	4.1%	3.1%
6	飲食業	17	8	3.9%	2.5%
7	医療福祉業	10	12	2.3%	3.7%
合計		432	316	100.0%	100.0%

② 住宅ローン利用者の被災状況

当行は、震災後の平成 23 年 5 月から 7 月にかけて、住宅ローン利用者全先を対象に被災状況調査（10,635 先）を実施しました。

本調査にあたっては、津波被災地等の被害の大きい地区については、「住宅ローン利用者面談チーム」が約 2,200 先へ個別訪問したほか、住宅ローン相談会や郵送等により被災状況等を確認しました。

調査結果によると、震災により、「自宅に大きな被害を受けた先」、あるいは「震災で収入に大きな影響を受けた先」は、全体で 513 先（構成比 4.8%）、該当先へのローン残高は 50 億円（同 4.0%）となっております。

《当行住宅ローン利用者の被災状況》

単位：先、億円

調査対象住宅ローン		被害状況	先数・金額		全体構成比	
先数	金額		先数	金額	先数	金額
10,635	1,250	自宅に大きな被害	383	37	3.6%	2.9%
		収入に大きな影響	130	12	1.2%	0.9%
		合 計	513	50	4.8%	4.0%

③ 当行貸出金残高に占める被災者への信用供与の状況等

上記①及び②の調査結果を合計しますと、当行貸出金残高のうち、大きな影響を受けた被災者（事業取引先及び住宅ローン利用者）への与信残高は、945 先（全体構成比 2.1%）、366 億円（同 7.3%）となっております。

当行は、既に平成 23 年 3 月期決算において、多くの融資先と連絡や確認がとれない中、期末に把握している情報や地域の被害状況等に基づき、東日本大震災関連の与信費用として貸倒引当金 28 億 98 百万円を計上いたしました。

また、平成 23 年 9 月期中間決算においては、震災後に進めてきた上記①及び②の融資取引先の実態把握や担保物件の確認作業の結果に、今後の震災の影響等も加味したうえで、出来る限り保守的に自己査定を行い、さらに貸倒引当金を 46 億円程度追加計上する見込みです。

《当行貸出金に占める被災者への信用供与》

単位：先、億円

23 年 6 月末貸出金残		大きな影響を受けた被災者への与信残高	先数・金額		全体構成比	
先数	金額		先数	金額	先数	金額
44,814	5,010	事業取引先	432	316	0.9%	6.3%
		うち法人先	367	291	0.8%	5.8%
		うち個人事業主	65	25	0.1%	0.5%
		住宅ローン利用者	513	50	1.1%	0.9%
		小 計	945	366	2.1%	7.3%

（２）融資相談体制の整備及び信用供与実績の概要

当行は、東日本大震災の甚大な被害状況を踏まえ、震災以降、事業取引先や住宅ローン利用者からの既存融資の約定弁済の一時停止、条件変更、新規融資の相談などに積極的に対応しております。

震災後の融資相談体制として、当行は、営業店窓口のほか、事業融資と住宅ローン（消費者ローン含む）の専用フリーダイヤルを設置し、休日を含めて相談に対応しました。フリーダイヤルによる相談受付実績は、平成 23 年 7 月末までに 804 先（うち事業融資が 157 先、住宅ローン等が 647 先）となっております。

また、津波により全壊した 5 店舗（気仙沼支店、歌津支店、志津川支店、女川支店、雄勝支店）においては、避難所等に仮設窓口を設置して融資相談を実施しました。沿岸部被災地の 15 店舗（石巻支店、中里支店、塩釜支店、多賀城支店等）においては、平成 23 年 6 月に被災者を対象とした休日住宅ローン相談会を開催し、51 先のローン返済相談等に対応しました。

平成 23 年 5 月には、本部職員 4 名による「住宅ローン利用者面談チーム」を編成し、平成 23 年 7 月までに沿岸部被災地を中心に住宅ローン利用者約 2,200 先へ個別訪問し、利用者の被災状況及び今後の意向等の把握に取り組みました。

このような相談体制のもと、当行は後記のとおり、ピーク時の平成 23 年 4 月末残では 711 先・216 億円の約定弁済一時停止を受け付けました。また、震災後から平成 23 年 7 月末までに、被災者向け新規融資（事業融資・住宅ローン等の合計）を累計で 548 先・101 億円実行いたしました。

《震災後の被災者からの融資相談受付の体制》

	方 法		受付体制
電 話 相 談	フリーダイヤル（事業融資）		震災後に専用ダイヤルで休日も受付（157 先）
	フリーダイヤル（住宅ローン等）		震災後に専用ダイヤルで休日も受付（647 先）
窓 口 相 談	営 業 店	津波での全壊店舗	避難所や移動バスによる仮設窓口で受付
		沿岸被災地の店舗	休日住宅ローン相談会を開催し受付（51 先）
		通常営業店舗	営業店窓口で相談受付
	住宅ローンプラザ		本店のほか石巻市にプラザを新設し休日も受付
訪 問 相 談	住宅ローン利用者面談チーム		沿岸被災地のローン利用者へ個別訪問（2,200 先）
	地元企業応援部・営業店		被災した事業取引先等へ個別訪問

(3) 被災者からの申し出により約定弁済を一時停止した先数

東日本大震災直後より、被災された事業取引先、住宅ローン利用者等から、既存融資の約定弁済の一時停止の申し出が相次ぎました。

当行は、宮城県内の甚大な被災状況等を踏まえ、支店長決裁により、事業融資については6カ月間、住宅ローン及び消費者ローンについては無期限で約定弁済を一時停止する取り扱いとし、迅速に受付・対応いたしました。

ピーク時の平成23年4月末実績では、711先・216億円の約定弁済一時停止を受け付けました。

これらの一時停止を応諾したお取引先に対しては、当行が個別に訪問面談のうえ、事業再生計画の策定支援などを通じて、順次、正式な条件変更手続きを進めております。

一時停止を応諾したお取引先のうち、平成23年6月末までに、当行が条件変更手続きを完了した先は、累計で158先・65億円（うち事業融資88先・58億円、住宅ローン70先・7億円）となっております。

《被災者との合意に基づく約定弁済一時停止実績》

単位：金額は百万円

	23年3月末残		23年4月末残		23年5月末残	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業融資	253	12,413	370	18,231	334	16,147
うち中小企業	252	11,723	369	17,541	333	15,457
住宅ローン	166	1,763	303	3,330	283	3,084
消費者ローン等	5	4	38	118	35	21
合 計	424	14,180	711	21,679	652	19,252

	23年6月末残		23年7月末残	
	先数	金額	先数	金額
事業融資	226	10,841	169	8,549
うち中小企業	225	10,150	168	7,859
住宅ローン	174	1,959	138	1,523
消費者ローン等	9	5	7	3
合 計	409	12,805	314	10,075

(4) 災害復興資金融資の取扱い状況

① 被災者向け新規融資の実績（全体合計）

当行は、東日本大震災直後より、被災者向けの災害復興資金融資（事業者向け融資）や住宅ローン等の新規融資に積極的に取り組んでおります。

当行は、震災後から平成 23 年 7 月末までに、被災者向け新規融資（事業融資・住宅ローン等の合計）を累計で 548 先・101 億円実行いたしました。

② 事業者向け融資へのニーズと実績、今後の見込み

震災復興関連の資金需要は、当初は飲食店やサービス業などの間接被害者からの申込からはじまり、その後は震災のがれき処理や家屋解体の受注増加に伴い、建設・解体業者等からの増加運転資金の需要が出ております。

当行は、宮城県信用保証協会付融資の災害復旧対策資金やプロパー融資等によって、これらの被災者等の資金需要に積極的に対応しております。震災後から平成 23 年 7 月末までに被災者向けの事業融資（運転資金・設備資金の合計）を累計で 484 先・97 億円実行いたしました。

このうち震災直後の平成 23 年 3 月に発売しました災害復興資金融資「サポートみやぎ」（対象は被災企業や復旧作業に携わる企業等。3 千万円までの災害復興資金を営業店長決裁・原則無担保・罹災証明書不要で、迅速かつ円滑に資金提供）の取り扱い実績は、平成 23 年 7 月末現在で 47 先・5 億 4 百万円となっております。

事業施設などに直接被害を受けたお取引先からは、平成 23 年 5 月後半以降、仙台市内の一部事業者より復興に向けた融資案件の相談が出ております。しかしながら、津波の甚大な被害を受けた沿岸部被災地では、ほとんどの事業者が事業停止状態にあります。今後、各種復興支援策が明らかになるに伴い、これらの被災地においても、復旧・復興への資金需要等が顕在化するものと予想しております。

当行は、被災企業の状況及び復興に向けたニーズ等を十分に把握のうえ、事業再生に向けた支援、資金供給等に積極的に取り組んでまいります。

③ 住宅ローン及び消費者向けローンへのニーズと実績、今後の見込み

現時点では、被災者は、順次、義援金や支援金等の支給を受けている段階ですが、沿岸部の津波被災地では、建築制限区域が設定されている地区もあることから、住宅再取得などの復興資金需要が本格化するまでには至っておらず、自家用車の再取得資金などが中心となっております。

当行は、震災後から平成 23 年 7 月末までに被災者向けの住宅ローン・消費

者ローンを累計で 64 先・3 億 36 百万円実行いたしました。

このうち震災直後の平成 23 年 3 月に発売しました震災復興支援ローン(使途はリフォーム・マイカー・多目的。適用金利を年 2.0%以上(変動金利)と通常金利よりも低利で設定)の取り扱い実績は、平成 23 年 7 月末現在で 53 先・83 百万円(うちマイカーローン 42 先・63 百万円)となっております。

今後、被災者においては、地域復興計画や各種支援策が明らかになるに伴い、被災者の住宅再取得や生活関連消費に係る資金需要が顕在化するものと予想しております。

当行は、被災者の状況及び復興に向けたニーズ等を十分に把握のうえ、これらの資金需要に対して積極的に取り組んでまいります。

(5) 公的資金による資本増強の必要性

以上の(1)から(4)にて述べましたとおり、今般の当行取引先の被災及び当行の信用供与の状況、さらには震災復興に向けた資金需要の高まり等を勘案しますと、今後、当行が万全の体制で信用供与の円滑化に取り組むためには、公的資金により財務基盤を強化していくことが必要不可欠と認識しております。

《被災者向けの新規融資を実行した実績》

単位：金額は百万円

	23 年 3 月分 (3/11～3/31)		23 年 4 月分 (4/1～4/30)		23 年 5 月分 (5/1～5/31)	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業融資(運転資金)	16	667	83	1,610	162	2,522
事業融資(設備資金)	-	-	5	42	10	198
住宅ローン	-	-	1	15	2	41
うち新築、建て替え等	-	-	-	-	-	-
消費者ローン等	-	-	6	6	25	46
合 計	16	667	95	1,673	199	2,807

	23 年 6 月分 (6/1～6/30)		23 年 7 月分 (7/1～7/31)		震災後累計 (3/11～7/31)	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業融資(運転資金)	102	2,247	76	1,820	439	8,868
事業融資(設備資金)	17	363	13	291	45	896
住宅ローン	-	-	8	197	11	253
うち新築、建て替え等	-	-	7	193	7	193
消費者ローン等	10	13	12	18	53	83
合 計	129	2,623	109	2,326	548	10,100

2-3-2 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

(1) 東日本大震災後の地域の現状と被災者のニーズ

① 東日本大震災後の地域の現状

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災によって、当行が営業基盤とする宮城県は、県民生活及び産業経済、社会インフラの全般にわたり、極めて甚大な被害を受けるに至りました。

被災程度が相対的に軽度であった県内内陸部等では、既に復興に向けた事業取引先や個人利用者の行動が顕在化してきている一方で、津波被害が甚大であった沿岸部では、未だに事業再開、生活再建の目途が立たない状況下であり、被災者の環境は地区によって大きく異なっております。

② 被災状況ごとの被災者ニーズ

こうした状況のもと、被災者の地域金融機関に対するニーズも、被災状況や地区等によって非常に多岐にわたっております。

県内内陸部等で、既に復興事業に前向きに取り組む企業においては、運転資金需要が出てきております。また、沿岸部の物流ラインの復旧が進まない中、必要な原材料・資材確保に向けて、新たな仕入先を確保したいとのニーズが出てきております。一方で、沿岸部にあった販売先・納入先が被災した事例も多く、売上回復のため新たな販路先を確保したいとのニーズも出てきております。こうしたニーズは、今後復興が進むに伴い、さらに拡大・多様化するものと想定しております。

一方、沿岸部において、所有資産が流出するなど甚大な被害を受けた事業取引先や個人利用者においては、現時点では、復興計画や公的支援策、債務整理等への関心と期待が非常に高くなっております。こうした地区では、今後、復興計画等の内容が明らかになるに伴い、事業再開や住宅再取得に向けた被災者の意欲と行動が喚起され、復興資金需要、事業再開への多面的なコンサルティング支援へのニーズなどが漸次顕在化してくるものと想定しております。

また、沿岸部においては、地方公共団体も行政機能に大きな被害を受けており、今後、復興に向けた事業資金需要や復興担当者などの人材確保に向けたニーズ等が顕在化してくるものと想定しております。

（２）被災者ニーズを踏まえた支援方策の方向性 １（リレーションシップ強化）

① リレーションシップ強化の基本方針

東日本大震災後の地域の現状、被災者の復興ニーズが多岐にわたる状況を踏まえると、当行は、まず下記の②～④の施策を通じて、被災者とのリレーションシップ強化を図るとともに、その被災状況と復興ニーズを的確に把握・分析し、それぞれの取引先にあった最適な復興支援策を適時に提供していくことが極めて重要であると認識しております。

② 被災者との接点の拡充（地元企業応援部の創設、住宅ローンプラザ増設等）

前述のとおり、当行は、平成 23 年 6 月に、復興支援を担当する地元企業応援部を創設しました。今後、段階的に増員し 60 名体制とし、企画コンサルティング業務、事業再生支援、事業融資を担当する職員を配置してまいります。

地元企業応援部は、営業店とともに被災者への訪問活動を高めていく中で、被災者との接点を拡充し、多岐にわたる復興ニーズを的確に把握・分析し、適切な支援策を提供してまいります。

また、当行は、平成 23 年 7 月に、津波被災地である石巻市に住宅ローンプラザを新設し、被災者との接点を拡充・強化しております。さらに、今後、震災リフォーム需要が見込まれる仙台市泉地区にも住宅ローンプラザを設置してまいります。

③ CMSの積極的活用（情報の収集及び行内共有と活用）

当行は、お客さまに対して、復興支援に向けた金融サービスをスピーディーかつタイムリーに提案するため、CMS（行内顧客情報管理システム）を積極的に活用してまいります。

法人営業・住宅ローン担当者が入手した様々な情報を、行内イントラネットシステムのCMSに入力することにより、新規の販路先や資材調達ルートの確保など、事業復興へ向けた様々なお取引先の要望を、タイムリーに銀行全体で共有するとともに、最適な支援内容を検討・策定し、提案してまいります。

④ 営業店の法人営業、住宅ローン担当職員のレベルアップ

営業店の法人営業担当職員については、本部の地元企業応援部の担当者との帯同訪問やOJTを通して、被災者の状況及びニーズを把握する手法、事業再生等への融資提案力、与信判断能力の向上を図ってまいります。

営業店の住宅ローン担当職員についても、住宅ローンプラザ職員によるOJT等を通じて、実践的な融資提案力等を向上させてまいります。

また、きらやか銀行との共同研修等の開催により、相互の営業ノウハウを共有しながら、より一層のレベルアップを図ってまいります。

(3) 被災者ニーズを踏まえた支援方策の方向性 2 (外部機関等との連携強化)

① 外部機関等の連携方針

東日本大震災による被害は極めて甚大であり、一つの地域金融機関が単独で対応できる範囲には自ずと限界があります。その一方で、被災されたお取引先の要望は、その被害状況や立地条件等によって多岐にわたっております。

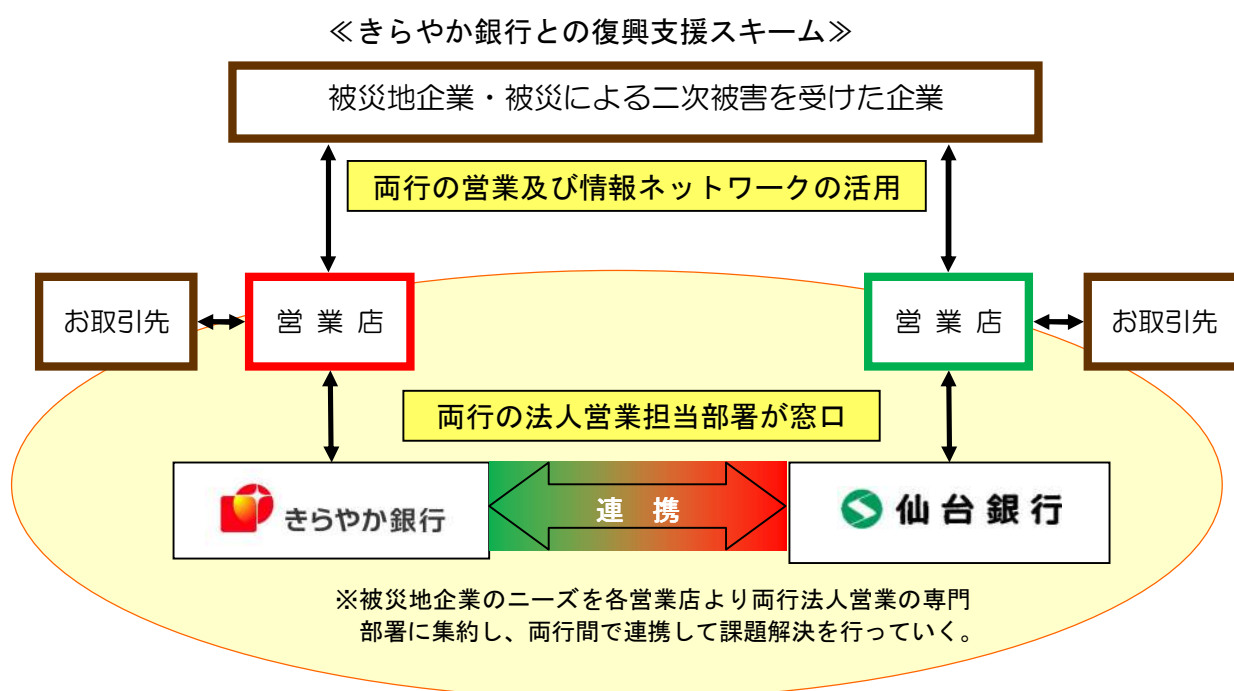
このため当行は、きらやか銀行や政府系金融機関、経済産業局、地方公共団体、コンサルタント等との連携を強化することで、被災者の様々な要望への確に対応できる体制を構築し、復興への支援に取り組んでまいります。

② きらやか銀行との復興支援への連携

当行ときらやか銀行は、経営統合に先立ち、平成 23 年 6 月に震災復興支援に向けた連携に係る契約を締結いたしました。

本契約に基づき、当行ときらやか銀行は、両行の営業及び情報ネットワークを活用することで、被災地企業をはじめ、震災地域全体の復興支援を共同で行って参ります。

具体的な連携策としては、「被災地企業等のニーズを踏まえたビジネスマッチング」、「震災復興支援に向けた共同イベント等の企画・開催」、「協調融資等、被災地企業等への積極的な融資」、「その他震災復興支援につながる業務等」であり、実施にあたっては、中小企業診断士等の専門知識を有する両行の職員を担当者として、被災地企業に対して専門的なアドバイスを提供する体制としてまいります。



(4) 融資商品のラインナップの充実と円滑な資金供給

① 被災者のニーズにあった融資商品の充実及び他行庫との協調融資実施

当行は、震災直後から、事業資金及び住宅資金、生活再興資金などの災害関連融資商品を導入するとともに、一般商品も併せて最適な商品の提案を行い、復興関連資金を供給しております。

被災した事業取引先及び住宅ローン利用者等の方々は、その地域や被災状況等によってそれぞれ固有の課題を抱えており、復旧・復興に向けた資金ニーズについても、既存の借入金の取扱いのほか、超長期かつ低利の資金を望まれるなど、復興の段階等に応じて、そのニーズが多様化するものと想定されます。

当行は、今後も被災者のニーズにあった融資商品を追加投入するとともに、公的融資制度・公的支援制度資金の併用、さらには、きらやか銀行・他行庫・政府系金融機関との協調融資等に積極的に取り組み、お取引先の復旧・復興に向けた資金ニーズに積極的に対応してまいります。

② 被災者向けの新融資商品（事業者向け）

《災害復興資金融資「サポートみやぎ」》 発売済

東日本大震災後の平成 23 年 3 月に本商品の取扱いを開始し、被災企業や復旧作業に携わる企業等を対象に、3 千万円までの災害復興資金を、営業店長決裁・原則無担保・罹災証明書不要で、迅速かつ円滑に資金を提供しております。

《災害復興資金融資「みやぎ元気ファンド」(仮称)》 新規

既発売の東日本大震災復興関連資金「サポートみやぎ」では対応できない大口の復興資金需要等に積極的に対応するため、行内に復興資金融資枠を新設して、円滑に資金を供給してまいります。

《災害復興小口資金融資「サポートローン・クイック」(仮称)》 新規

個人事業主や零細企業等の小口資金需要に限定し、より迅速に復旧・復興資金を提供するため、必要書類等の簡素化及び審査の迅速化を図った新商品を導入してまいります。

③ 被災者向けの新融資商品（消費者向け）

《震災復興支援ローン》 発売済

東日本大震災後の平成 23 年 3 月に本商品の取扱いを開始し、被災者の生活再興に向けて必要となる、被災住宅のリフォーム資金・マイカー再取得資金・消費資金を、無担保・低金利で円滑に供給することにより、いち早く被災者の復興支援に取り組んでおります。

《住宅再取得支援・超長期住宅ローン》 新規

被災者が住宅施設の再取得を円滑に進めることができるよう、既存債務の一本化及び親子間にわたる返済期間の長期化による返済負担の軽減を可能とする超長期の住宅ローンを導入してまいります。

- イ 完済時年齢の弾力的運用（現行 75 歳 6 ヶ月⇒82 歳の誕生日前日）
- ロ 親子リレー返済（収入合算）による返済負担の軽減
- ハ 借入限度倍率の撤廃
- ニ 「三大疾病特約」を付加
- ホ 保証付またはプロパー

《震災復興支援カードローン》 新規

被災した住宅ローン利用者が家財道具の再調達や応急工事等を実施するにあたり必要となる小口復旧資金を迅速かつ円滑に供給するため、既往住宅ローンまたは住宅金融支援機構の正常返済先に対して、100 万円・200 万円・300 万円の極度額を付与したカードローンを導入してまいります。

また、住宅ローン等の新規契約者に対しても 50 万円・100 万円の極度額をオプションとして付与いたします。

④ 自動審査システムの導入

震災による経済・生活環境の急変により、消費者ローン利用希望者の顧客属性・ニーズ・貸出条件等がより多岐にわたると予想されることから、当行は、自動審査システムを導入し、信用情報機関が保有する情報の活用等により、迅速かつ適切な審査対応を図ってまいります。

過去データ（貸倒実績率・代位弁済率等）の活用により、よりフレキシブルな商品設計を行い、復旧・復興に向けた円滑な資金供給を進めてまいります。

《震災関連の融資商品一覧》

【事業資金】

	想定される資金ニーズ	公的制度融資等	当行融資商品
直接被害	地震・津波により被害を受けたため事業を再建するための資金を調達したい	・東日本大震災復興緊急保証 ・災害関係保証 ・災害復興資金保証 ・経営安定資金 (災害復旧対策資金・東日本大震災災害対策枠) ・経営安定資金(みやぎ中小企業復興特別資金) ・育成融資 (経済変動対策資金・東日本大震災復興関連) ・育成融資 (経済変動対策資金・災害関係) ・地域ファンド活用等による事業再生支援 ・農業近代化資金(地震・津波緊急対策) ・DDS、DES ほか	・サポートみやぎ (東日本大震災災害復興資金) ・一般融資 ・みやぎ元気ファンド※
間接被害	直接的な被害は受けていないが、震災により営業に影響を受けたため、事業資金を調達したい	・東日本大震災復興緊急保証 ・経営安定資金 (災害復旧対策資金・東日本大震災災害対策枠) ・育成融資 (経済変動対策資金・東日本大震災復興関連) ・農業近代化資金(地震・津波緊急対策)	・サポートみやぎ (東日本大震災災害復興資金) ・一般融資 ・サポートローン・クイック※
復旧	復旧工事にかかる運転資金を調達したい (建設業、解体業等)		・サポートみやぎ (東日本大震災災害復興資金) ・一般融資

※「みやぎ元気ファンド」(仮称)、「サポートローン・クイック」(仮称)は、今後発売予定。

【住宅ローン・消費者ローン】

	想定される資金ニーズ	公的制度融資等	当行融資商品
住宅	被災した住宅を建替・購入したい	災害復興住宅融資(住宅金融支援機構)	・住宅再取得支援・超長期住宅ローン※
	被災した住宅を補修したい	災害復興住宅融資(住宅金融支援機構)	・住宅再取得支援・超長期住宅ローン※ ・震災復興リフォームローン
	被災した宅地を補修したい	災害復興宅地融資(住宅金融支援機構)	
消費性	被災したマイカーを買い替えたい		・震災復興マイカーローン
	生活再建に必要なものを購入したい		・震災復興多目的ローン ・震災復興支援カードローン※

※「住宅再取得支援・超長期住宅ローン」(仮称)、「震災復興支援カードローン」(仮称)は、今後販売予定。

（５）被災企業の状況に応じた事業再建支援策の実施

＜事業再建支援策を実施するにあたっての方針＞

前述のとおり、今般の東日本大震災による被災状況や復興へのニーズは、取引先や地区によって、その程度や内容が多岐にわたり、大きく異なっているのが特徴です。

このため、当行は、被災企業に対して事業再建支援策を提供するにあたり、まずは地元企業応援部や営業店が、事業取引先とのきめ細やかな面談等を継続的にを行い、被災状況及び経営者の再生に向けた意向や意欲、再生への経営課題等をしっかり把握・分析し、事業の持続可能性を適切かつ慎重に見極めてまいります。

そのうえで、下記に掲げる、債権放棄等の金融支援も含めた具体的な事業再建支援策の中から、被災企業の状況に応じて最適な支援策を選択のうえ適時に提案・実施してまいります。

その際には、国、県市町村等の公的支援策等の動向も踏まえながら、関係機関との連携を密にして、多面的な事業再建支援策を提案・実施してまいります。

被災された住宅ローン等の利用者に対しても、住宅ローンプラザや営業店において、利用者と十分に面談のうえ、その再生への意向や課題等を把握・分析のうえ、適時に最適な支援策を提案・実施してまいります。

なお、今後策定される地方公共団体の復興計画や復興の進展状況に応じて、被災者から金融機関に対して、新たな支援ニーズが要望されることも予想されることから、当行は、被災者との面談等を継続のうえ、必要に応じて追加の再建支援策を検討・拡充してまいります。

＜被災企業への共通支援策＞

被災企業全体への事業再建支援を充実させるため、以下の施策を通じて、外部機関との連携をさらに強化してまいります。

① 財団法人みやぎ産業振興機構への出向者派遣及び復興支援策の有効活用

財団法人みやぎ産業振興機構は、宮城県における中核的な産業支援機関であり、既存産業の活性化、高度化並びに新産業の創出に向けて、事業再生や事業承継、ファンド出資など、あらゆるニーズに総合的・一元的に対応支援を行っております。

また、同機構は、中小企業基盤整備機構等の復興支援事業の取扱い窓口となるなど、被災企業の事業再生に向けて、多様な支援策を有効に相談・利用できる体制となっております。

当行は、同機構の機能を最大限に活用することが、被災企業の事業再生にあ

たって有用であると認識しており、平成 23 年 7 月に同機構への当行出向者（現在 1 名）を増員し、支店長クラスの職員 1 名を新たに出向させております。この出向職員は、震災当時、今般の津波で甚大な被害を受けた地区で支店長職にあった者であり、震災後の地元中小規模事業者の被災状況等に精通しております。そのような被災地の現場を熟知した職員を同機構に出向させることによって、より現状に即した実現性の高い事業再生支援に取り組んでまいります。

また、同機構は、事業再生に取り組む中小企業が金融機関から融資を受ける際に債務保証を行う「再生特別保証事業」等を実施しており、本事業を円滑に遂行するため、申込み中小企業の設備計画の妥当性・経営の健全性・事業の成長発展性等について審議する「中小企業設備資金等審査委員会」を設置しております。

当行では、平成 23 年 6 月より、本部部長 1 名が本委員会の委員に就任しており、地元中小規模事業者の事業再生等の案件に幅広く関与・支援する体制としております。本委員会へ参画することにより、宮城県をはじめとする関係機関との連携関係をさらに強化し、様々な情報入手や支援策の充実に取り組んでまいります。

② 宮城県内商工会議所・商工会等の被災企業相談窓口への参加

震災後、当行及び宮城県内商工会議所等の関係機関は、相互に連携して、被災会員企業を対象とした金融相談窓口を県内各地で開催しております。

当行は、今後も商工会議所及び商工会と連携を密にし、金融相談窓口等へ参画することにより、県内被災企業の相談業務等に幅広く対応してまいります。

<軽度の被災企業への支援策>

被災企業のうち、現状のまま当該企業の自助努力により経営改善が見込まれる先に対しては、例えば、以下のビジネス機会や販路の拡大支援策等の提案・実施を通じて、事業再建を支援してまいります。

① きらやか銀行等との広域ビジネスマッチング

津波により宮城県の沿岸部全域が壊滅的な被害を受け、多数の地元企業が被災したほか、気仙沼港・石巻港・仙台港などの主要港湾・物流施設の機能が損壊・停止し、本格的な復旧には相当期間を要する状況となっております。

これに伴って直接的な被害がなかった県内外の中小規模事業者においても、既存の販売先及び仕入先の被災・消失、風評被害、物資不足等により、事業活動に支障を来たす状況となっており、新たな販路・仕入先の確保に対するニーズが高まっております。

このため、当行は、きらやか銀行をはじめとする県外地方銀行や各種団体と連携して、宮城県内のお取引先と県外業者との広域ビジネスマッチング機会を設け、販路及び仕入先を拡大する機会を継続的に創出してまいります。

また、当行は、リース会社等と連携し、被災企業が事業再開を行うにあたり必要となる中古施設や中古機械等の取得に関する情報を集約・提供し、より迅速な事業再建を支援してまいります。

② 株式会社楽天との提携による被災企業のインターネット販路の拡大支援

今回の大震災は広範に被害が及んだことから、多くの取引先企業において、既存の仕入先・販売先が被災し、新たな取引先ルートの開拓・確保が必要となっております。

当行は、既に株式会社楽天と連携し、インターネットショッピング参入による販路拡大に向けた商談会等を開催しておりますが、今後、被災企業等を対象にこの商談会を開催することにより、販路拡大等による事業再建を支援してまいります。

③ 当行ホームページ及びキャンペーン等を通じた取引先企業紹介と利用拡大

当行ホームページの「営業店レター」は、平成 19 年に開設以来、毎月更新しており、宮城県内の営業店が、それぞれの取引先企業などを紹介する取り組みを継続しております。

また、年 2 回実施する「ボーナスキャンペーン」や年 4 回実施する「年金感謝プレゼント」では、宮城県内の取引先旅館への宿泊プレゼントや取引先の農産物をプレゼントしております。

大震災後、宮城県では観光客入込みの減少や農産物販売への影響が出ていることから、当行は、地元金融機関として率先して地域企業の商品サービスを利用・提供していくことにより、取引先企業の支援、さらには宮城県全体の復興支援に取り組んでまいります。

また、きらやか銀行とも連携し、県境を越えた宮城県の地域企業の商品サービス等の利用拡大に向けて、広域的に取り組んでまいります。

④ 事業計画策定に関する少人数セミナーの開催

当行は、取引先企業の若手経営者等で組織する仙台銀行ビジネスクラブを運営しております。

同クラブは、被災企業における事業計画策定を支援するため、会計事務所と連携し、計画策定にかかわるノウハウを習得する少人数制での研修会を開催してまいります。

本研修会は、3～5 社程度の会員企業を対象に休日に集中的に開催し、会計事務所が直接指導を行うことにより、被災企業が、計画策定及び進捗管理に関する実践ノウハウを着実に習得できるように支援してまいります。

⑤ 東日本大震災を踏まえたBCP計画の策定支援

当行は、仙台銀行ビジネスクラブの加入会員企業を対象に、外部コンサルタントによる今般の東日本大震災の被災状況等を踏まえたBCP計画（事業継続計画）の策定にかかわるセミナーを開催し、お取引先の危機管理行動の改善・実践を支援してまいります。

また、平成 23 年 6 月に、米作など農業分野のお取引先等を対象に、福島原発事故にともなう農産物への影響等に係わる外部セミナーを案内し、お取引先の危機管理行動に向けた支援を実施いたしました。

＜中度・重度の被災企業への支援策＞

被災企業のうち、抜本的な事業再生や業種転換等により経営改善が見込まれる先に対しては、例えば、外部機関と連携のうえ、以下の事業再生支援策を提案・実施するとともに、再生ファンドや私的整理ガイドラインも含めて債権放棄等の金融支援策を活用して、事業再生を支援してまいります。

また、被災企業のうち、被災度が重く、事業継続への経営者の意欲等を総合的に勘案した結果、事業再開・存続等が厳しく、清算・事業譲渡等が見込まれる先に対しては、例えば、外部機関と連携のうえ、債務整理や事業継承等を提案・実施してまいります。

① 宮城県中小企業再生支援協議会との連携による再生計画策定等の支援

被災した地元中小規模事業者の再興支援にあたっては、既存債務の取扱いのほか、新たな資金需要も大規模かつ長期化することが想定されます。また、被災企業については、津波等により自社資産が流出したほか、地域経済全体が壊滅的な被害を受けるなど、事業再生計画の立案自体が困難となるケースが想定されます。

このため当行は、被災企業の事業再生に向けて、宮城県中小企業再生支援協議会及び宮城県信用保証協会等との連携をさらに強化してまいります。復興に向けた事業再生計画の策定にあたって、宮城県中小企業再生支援協議会の相談窓口等を通じて、外部コンサルタント等の様々な専門能力を有効に活用していくことで、資金対応を含めた具体的な計画策定を支援してまいります。

② 政府系金融機関等との連携によるD D S等による事業再生支援

被災企業の事業再生にあたり、該当企業の事業規模及び将来性等を総合的に勘案のうえ、日本政策金融公庫、宮城県中小企業再生支援協議会、宮城県信用保証協会等と連携のうえ、劣後ローン（D D S・デットデットスワップ）の取扱い等も検討してまいります。

また、専門コンサルタントや会計士等と連携することで、D E Sを活用した事業再生なども検討し、復興資金融資を円滑に供給できる体制を検討してまいります。

③ D I Pファイナンスによる事業再生支援

当行は、これまで民事再生計画に取り組む取引先企業に対して、その事業価値や再生計画の実現性等を評価のうえ、プロパー・D I Pファイナンスによる運転資金融資に取り組み、経営支援を実施してまいりました。

当行は、これまでに蓄積してきたD I Pファイナンスのノウハウを活用し、宮城県信用保証協会やきらやか銀行等とも連携しながら、震災復興に向けた事業再生支援融資にも取り組んでまいります。

また、弁護士や不動産鑑定士等と連携し、案件によってはプレパッケージ型事業再生の活用も視野にいて検討してまいります。

④ 再生ファンド「産業復興機構」（仮称）の活用

現在、宮城県では、中小企業の二重債務問題へ対応するため、中小再生支援協議会の体制強化及び再生ファンド「産業復興機構」（仮称）の設立により、被災事業者の事業再生を促進するための体制整備が進められています。

当行は、現在、これらの体制整備に向けた検討会に参画するとともに、今後、出資や人員派遣等を通じて積極的にその運営に関与してまいります。

また、当行は、事業再生に経営意欲があり事業再生の可能性があると判断されるお取引先については、「産業復興機構」等への債権売却等による事業再生支援策も前向きに検討・対応するなど、自助努力による事業再生を支援してまいります。

⑤ 私的整理ガイドライン等の活用

今般、策定された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」等を活用し、東日本大震災の影響により既往債務の弁済に困難を来している個人債務者について、自助努力による生活や事業の再建支援に向けて、第三者機関（個人版私的整理ガイドライン運営委員会）や弁護士・税理士等とも連携し、今後、事案に応じて債務整理を含めた支援を検討・対応してまいります。

また、個人版私的整理ガイドライン運営委員会の設立・運営にあたり、当行は同宮城支部へ当行支店長クラスの職員 1 名を出向させており、本ガイドラインの運営に積極的に関与しております。

⑥ 会社資産が流失した中小規模事業者に対する事業再開代替地等の情報提供

津波及び地震等により資産流失・損壊等の被害を受けた地元中小規模事業者については、自己所有地に建築制限等が設定される可能性があることから、事業の再開に向けて代替用地の取得・賃借等を目指すことが想定されます。

このような代替地の取得・賃借等による事業再開を支援するため、当行は、行内の専門スタッフ（不動産鑑定士、中小企業診断士）が中心となり、外部業者等との連携による企業用不動産（Corporate Real Estate, CRE）に係る情報ネットワークを構築し、不動産鑑定士、不動産業者、建築士、中小企業診断士等による専門的なアドバイスを一元的に提供できる体制を構築いたします。

また、代替地等の提供者に対しても、取得・賃借希望者との効果的なマッチング、需要が見込まれる賃貸住宅建設による有効な資産活用等について専門的なアドバイスを一元的に提供できる体制とし、事業拡大等に向けた支援を展開してまいります。

⑦ 広域レベルでの事業継承やM&A、MBO、EBO等への支援

今回の大震災では、津波により広範な地区が一度に全壊する状況となったことから、被災企業の事業再生にあたっては、被災地区を超えた、より広域的なレベルでの事業継承やM&Aへの支援も必要になるものと想定しております。

このため当行は、主要行や証券会社と連携することで、全国レベルでの事業継承、M&Aへの取り組みを可能とする体制を構築し、被災企業への情報提供及びマッチング等に取り組み、より幅広い視点で再生支援に取り組んでまいります。

また、MBO、EBO等の手法により事業再生を目指す取引先企業に対しても、当行は、主要行や証券会社との連携により必要な情報やノウハウ提供を行うなどの支援に取り組んでまいります。

⑧ きらやか銀行の事業再生ノウハウの活用

きらやか銀行では、企業支援・事業再生にあたり、中小企業診断士等の専担当者を配置し個社別によりきめ細かいサポート態勢を構築するなど、優れたノウハウを蓄積されております。

当行は、きらやか銀行との連携及び人的交流等を通じて、同行の事業再生ノウハウも積極的に活用し、被災企業の事業再生を支援してまいります。

＜第１次産業の再生に向けた支援策＞

被災地の第１次産業の復興及び第６次産業化への支援

宮城県は、全国有数の漁業生産高を有し、沿岸地区の重要産業となっていますが、津波により漁業者、漁港及び関連施設が壊滅的な被害を受けました。また、農業においても水稻・野菜等の主要生産地である東松島市及び仙台市近郊及び県南沿岸が被災し、耕地及び農業施設に壊滅的な被害を受けました。

第１次産業の復興は、漁港施設や農業用地等の再生など、公的セクターの関与・支援が主体となりますが、地域金融機関である当行においても、行内の専門スタッフ（農業経営アドバイザー、中小企業診断士）が中心となり、国・県・市町村、宮城県漁業信用基金協会、宮城県農業信用基金協会等が制度化する第１次産業向けの震災対応融資の取扱いや、第１次産業復興に向けた各施策（民間企業の新規参入を含む）に係る情報収集と提供に取り組んでまいります。

併せて、行内の農業経営アドバイザーが、日本政策金融公庫や外部コンサルタント等と連携し、第１次産業の高度化（法人化、６次産業化、雇用創出）への支援にも積極的に関与してまいります。

＜津波被災地の地方公共団体等への支援策＞

① 地方公共団体及び復興事業参入企業への支援

宮城県沿岸部の多数の地方公共団体は、津波により被災し、行政機能が壊滅的な被害を受けました。このため、今後、地域復興に向けた復興事業費が拡大することが予想されますが、震災の影響による税収等の落ち込みが懸念されることから、復興事業費の調達については、地域金融機関への要請が高まるものと想定されます。

また、ＰＦＩ（民間資金を活用した社会資本整備）法が改正となり、上下水道事業や港湾施設などの公共サービスの事業運営権を民間事業者売却し、経営を委託する新方式が導入されました。大震災で被災した地方公共団体の復興事業においても、このＰＦＩ方式を活用し、民間事業者が参入することが想定されます。

このため当行は、宮城県の地域金融機関として、地方公共団体の資金需要に対して縁故債引受け等により対応するとともに、社会インフラ再整備にあたっては外部機関と連携のうえＰＦＩやシンジケートローン等への参加を通じて支援してまいります。

② 地域復興計画策定等への積極的な参画

当行は、地方公共団体や商工会議所等が実施する復興プラン策定や計画実施にも積極的に参画してまいります。

当行が地方公共団体等の復興プラン策定等に参画することにより、地元取引先企業が事業再生計画を策定するに際して、より有用な情報提供を行い、地方公共団体の復興計画と連動かつ整合性のとれた実現性の高い計画立案を支援できるように取り組んでまいります。

＜住宅ローン利用者の再建に向けた支援策＞

私的整理ガイドライン等の活用等

前掲のとおり、今般、策定された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」等を活用し、東日本大震災の影響により既往債務の弁済に困難を来している個人債務者について、自助努力による生活再建支援に向けて、第三者機関（個人版私的整理ガイドライン運営委員会）や弁護士・税理士等とも連携し、今後、事案に応じて債務整理を含めた支援を検討・対応してまいります。

＜地域社会再生に向けた支援策＞

公益信託仙台銀行まちづくり基金を通じた被災地の住民活動への支援

当行は、平成4年に創業40周年記念事業として公益信託仙台銀行まちづくり基金を創設し、毎年、宮城県内のまちづくり活動に携わる団体・個人に助成を行っており、助成累計実績は76先、920万円となっております。

大震災により、沿岸部を中心に地域住民によるコミュニティー活動が休止状態に追い込まれるなど、住民生活は大きな打撃を受けております。

当行は、地域復興のためには、住民自身による多様な地域活動を復活・支援していくことが重要であると認識しており、公益信託仙台銀行まちづくり基金を活用し、地域復興に向けて積極的に取り組む団体・個人の活動を継続的に支援してまいります。

（6）人材育成

① 人材育成の基本方針

お客さまに対して適切な融資・住宅ローン提案を行うにあたっては、正確な商品知識はもちろんのこと、財務・税務・法務、さらには業界動向など企業

活動全般に関する知識、そして個人のお客さまについては住宅税制やライフサイクル毎の生活資金設計などに関する知識などの基礎力が不可欠となります。

そのうえでお客さまとのコミュニケーション力を高め、その要望を的確に把握し、企業の商品・サービスに対する目利き能力等も高めることで、最適な商品・サービスを提案できるものになると認識しております。

震災復興支援にあたっては、平常時よりも相当に踏込んだ被災者との相談や対応が不可欠となることから、当行は、以下の②及び③の方策を通じて、震災復興支援に向けた人材育成に取り組んでまいります。

② 階層別の融資研修

当行は、新入職員の1年目から担当業務に関らず融資業務の基本を全員に習得させる教育方針としており、少人数研修体制のもとで融資基礎・住宅ローン基礎・事業融資基礎・自己査定などのカリキュラムを集中的に実施するとともに、入行2年以内に6カ月以上の融資業務を経験させております。

また、各階層別・種目別に行内外の融資研修を受講させるとともに、中小企業診断士や不動産鑑定士、ファイナンシャルプランニング技能士の資格取得を支援し、職員の融資能力の向上に積極的に取り組んでおります。

当行は、今後も上記の取り組みを通じて、融資基礎力と専門コンサルティング力の向上に取り組んでまいります。

③ 震災復興に向けた融資業務の実践教育

融資業務の実践教育については、地元企業応援部推進室に、法人営業経験の少ない若手職員を配属し、ベテラン職員によるOJT指導のもと、企業訪問や顧客ニーズの発掘方法、融資等の提案作成と交渉、行内外の諸手続き、与信後のフォローアップに至る一連の融資業務を実践し、融資の実践能力の向上に取り組んでまいります。

これらの若手職員は、概ね2年程度で営業店に配属を戻し、各営業店の渉外リーダーとして、お客さまへの融資対応にあたりるとともに、後輩職員のOJT指導を担当してまいります。

震災復興支援にあたっては、平常時よりも相当に踏込んだ被災者との相談や対応が不可欠となることから、当行は、新たに獲得した様々な情報等はCMS（行内顧客情報管理システム）に登録するとともに、上記のOJTや行内研修、レポート還元等を通じて、行内全体で復興関連情報とノウハウをタイムリーに共有して、震災復興に対応できる人材の育成に積極的に取り組んでまいります。

《被災事業取引先への事業再建支援策》

支援対象先	事業再建等の方向	当行再建支援策
軽度の被災企業	現状のまま自助努力により経営再建策が見込まれる先など。	・ 既存借入の条件変更による支援。 ・ 政府系金融機関、県市町村等との連携等による復旧、復興の追加融資。 ・ きらやか銀行等との連携による県外企業等とのビジネスマッチング等を通じて、新たな販路、仕入先拡大を支援。 ・ 楽天提携によるインターネットショッピングを通じた販路拡大。 ・ 当行等における被災企業の商品サービスの積極活用と他行等への利用促進。 ・ 経費削減等の経営改善へのコンサルティング。 ・ 税理士、中小企業診断士等の助言等も活用した改善計画策定の支援とフォローアップ。 ・ 宮城県中小企業再生支援協議会、セミナー等を通じた事業再生計画の策定支援。 ・ 公的支援制度（補助金、融資等）の情報提供。 ・ 東日本大震災を踏まえたBCP計画策定支援。
中度の被災企業	抜本的な事業再生や業種転換等により経営改善が見込まれる先など。	・ 既存借入の条件変更による支援。 ・ 政府系金融機関等との連携等によるDDS、DES等の検討。 ・ 再生ファンド「産業復興機構」の活用。 ・ 税理士、中小企業診断士等の助言等も活用した事業再生計画策定の支援とフォローアップ。 ・ DIPファイナンスによる事業再生支援。 ・ 事業代替用地、事業設備等の再取得支援。 ・ 公的支援制度（補助金、融資等）の情報提供。 ・ 当行等における被災企業の商品サービスの積極活用と他行等への利用促進。 ・ 私的整理ガイドライン等の活用。
重度の被災企業	被災度が重く、事業継続への経営者の意欲等を総合的に勘案した結果、事業再開・存続等が厳しく、清算・事業譲渡等が見込まれる先など。	・ 主要行との連携による広域レベルでの事業譲渡（M&A、事業継承等）。 ・ 税理士、弁護士等との連携による債務整理。 ・ 公的支援制度（補助金等）の情報提供。 ・ 私的整理ガイドライン等の活用。

支援対象先	事業再建等の方向	当行再建支援策
第 1 次 産 業 (漁業・農業)	公的セクターによる漁港施設、 農業用地等の再生。 新たな経営体制の導入と付加価値の向上。	・宮城県漁業信用基金協会、宮城県農業信用基金協会等との連携による復興資金融資。 ・行内の農業経営アドバイザー、中小企業診断士等による第 6 次産業化へのコンサル支援。
共 通 支 援 策	被災企業の状況に応じた様々な 公的支援策等の提供。	・みやぎ産業振興機構へ、被災地状況に精通した当行職員を出向させ、被災企業の現状にあった支援策を調整、提供。 ・当行職員が、みやぎ産業振興機構の「中小企業設備資金等審査委員会」の委員として、地元中小規模事業者の事業再生に幅広く関与、支援。 ・宮城県内商工会議所・商工会等の被災企業相談窓口への参加。 ・現場実践に重点をおいた行内教育により復興支援の担当者を育成。 ・行内顧客情報システム（CMS）による被災企業ニーズの迅速な行内共通化。

《被災地・地方公共団体等への再建支援策》

支援対象先	再生等の方向	当行再建支援策
被 災 地 の 地 方 公 共 団 体 (津波被害地)	都市計画における復興計画策定。 住民生活基盤の復興と資金需要の高まり。 地方公共団体の財政基盤安定化。	・当行職員が復興計画等へ積極的に参画 ・復興資金の縁故債等での引受け ・社会資本整備への P F I 等への参画
被 災 地 復 興 へ 参 画 す る 民 間 企 業 等	社会インフラ復興等に民間資本を導入して再興 など	・シンジケートローン等への参画 ・社会資本整備への P F I 等への参画

《被災地・住民への再建支援策》

支援対象先	再生等の方向	当行再建支援策
被 災 地 の 住 民	住宅施設、車輛等の再取得 生活全般の復興 相続手続 既存債務の取扱い	・被災地（石巻市）への住宅ローンブラザ増設、相談体制の強化。 ・超長期住宅ローン、無担保ローン等の融資 ・相続ご相談センターでの対応。 ・公的支援制度（補助制度等）の情報提供。 ・私的整理ガイドライン等の活用。
	住民による地域コミュニティー 活動の復活による地域生活再生。	・公益信託仙台銀行まちづくり基金により、地域復興に取り組む住民活動へ助成金を支給。

2-4 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

2-4-1 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

当行は、創業又は新事業の開拓に対し、宮城県信用保証協会の創業・新事業支援融資制度の活用、きらやか銀行や商工会議所等の外部機関との連携により、支援策を実施してまいります。

(1) 創業・新事業支援融資制度等の活用

当行は、将来性を見込める企業創業及び新事業を発掘・育成するために、宮城県信用保証協会の制度融資である「宮城県中小企業産業振興資金（創業育成資金）」、「仙台市新事業創出支援融資」などを活用し、資金面での支援を行っております。

直近の3年間（平成20年度から平成22年度）においては、情報サービス業、飲食業、医療・福祉業などのお取引先に対して累計41件、2億81百万円の融資を行いました。

当行は、今後もこれらの取り組みを継続し、企業創業及び新事業の発掘・育成を支援してまいります。

(2) 外部機関との連携

当行は、創業・新事業の開拓に向けて意欲をもつ経営者等を対象に、これまで中小企業基盤整備機構や行外の中小企業診断士等と連携して「創業支援セミナー」や「創業塾」などを開催し、創業・新事業の開拓への具体的な経営ノウハウ等を提供するなどの支援を行っております。

直近の3年間（平成20年度から平成22年度）においては、外部の会計事務所と連携した個別指導による「中期5ヶ年計画立案教室」を開催し、延べ6社の経営者が参加し、将来の新たな事業展開に向けた計画立案・管理ノウハウ（PDCAサイクル）を習得する機会を提供いたしました。

当行は、今後もこれらの取り組みを継続するとともに、きらやか銀行との広域ビジネスマッチング等を通じて、お取引先の新事業開拓の機会等を創出してまいります。

2-4-2 経営に関する相談その他のお取引先企業(個人事業者を含む、以下同じ)に対する支援に係る機能の強化のための方策

(1) 各種コンサルティングの実施

当行は、各種コンサルティングサービスの提供を通じ、お取引先企業の経営課題の解決に積極的に取り組むとともに、職員の人材育成とより良いサービスの開発を通じて、支援機能の強化を図っております。

直近の3年間(平成20年度から平成22年度)においては、宮城県の主要産業である農業分野への支援を強化するため、平成21年1月に県内地域銀行初の農業経営アドバイザー1名を輩出しました。その後、同資格保有者数は14名まで増加しており、東北地区の地域銀行では最上位の保有者数となっております。

これまでに農業経営アドバイザーは、牛舎新築及び肥育牛数増加などの経営規模拡大を進める県内の肉牛畜産業者に対し、肥育計画と連動した中長期の資金繰り計画の策定を支援するとともに、高級牛肉等のインターネット販売やビジネス商談会での販路拡大を支援するなどの取り組みを行っております。

また、第1次産業については、生産・製造・販売までを一貫して手掛けて付加価値化・高度化を目指す「第6次産業化」への取り組みが活発化しており、当行においても外部機関と連携して積極的に関与しております。

当行は、今後もお取引先企業に対する経営相談及び支援機能の強化の観点から、本部専門部署(地元企業応援部)において、行内専門スタッフ(中小企業診断士、不動産鑑定士、農業経営アドバイザー)が、財務改善・不動産活用・農業経営などの各種のコンサルティングサービスを実施してまいります。

また、宮城県内の古川、岩沼、石巻に設置した地元企業応援部推進室分室の融資担当の専門職員が、営業店とともにお取引先への訪問活動を徹底し、上記の行内専門スタッフと協力しながら、お取引先へ経営改善に向けたコンサルティングに取り組んでまいります。

(2) ビジネスマッチングの実施

お取引先企業の販路・仕入先の拡大、事業用地・建物の取得などの様々なビジネスニーズに対応するため、ビジネスマッチングを積極的に推進しております。

直近の3年間(平成20年度から平成22年度)においては、行内顧客情報管理システム(CMS)の運用を本格化させ、営業担当者(法人営業及び住宅ローン営業等)がお取引先への訪問・面談活動を徹底することで把握した様々なビジネスニーズを同システムに登録し、その情報を本部・営業店全体でタイムリーに共有することにより、全行規模での迅速なビジネスマッチングの実現に取り組んでおります。

当行は、今後も行内顧客情報管理システム活用によるお取引先ニーズの一層の把握・蓄積に取り組むとともに、きらやか銀行のほか、東北地区以外の銀行との広域的なビジネスマッチングに取り組み、各銀行の持つネットワーク機能を最大限に活用し、より精度の高いマッチングサービスを提供するための体制を構築してまいります。

（３）自動車産業集積等に関する情報集積と活用

宮城県は、セントラル自動車をはじめとする自動車関連産業の集積を進めており、東日本大震災の影響があったものの新工場が本格稼動するに至っております。

直近の３年間（平成 20 年度から平成 22 年度）においては、自動車関連産業の集積に伴う地元取引先企業のビジネスチャンス拡大に向けて、宮城県内の中小企業団体（中小企業家同友会、フロネシス 2008 等）との密接な情報交換・交流、企業支援等に取り組んでおります。

当行は、今後もこれらの取り組みを継続し、自動車関連産業に係る新たなビジネスチャンス拡大を支援してまいります。

（４）医療・福祉分野など成長分野への支援

宮城県においては、医療・社会福祉・介護分野での起業数が増加するなど、成長分野の一つとなっており、高齢化社会の一層の進展等を背景に今後も新規開業等の資金需要が見込まれております。

直近の３年間（平成 20 年度から平成 22 年度）においては、これまでの推進部法人開拓プロジェクトチームが中心となり、医療・社会福祉・介護分野の設備資金や運転資金の需要に積極的かつ迅速に対応しております。平成 23 年 3 月期の「医療・福祉分野」への業種別貸出残高は 131 億円（前年比 1 億 58 百万円増）であり、主力の卸小売業、建設業、不動産業等への貸出残高が減少するなかで、増加傾向が続いております。

当行は、今後も推進部法人開拓プロジェクトチームの機能を継承した地元企業応援部が中心となって、これまで取り組んできた医療・社会福祉・介護の分野での資金供給ノウハウを蓄積・活用するとともに、日本銀行の成長基盤強化支援資金供給等も活用して、今後も積極的に支援してまいります。

２－４－３ 早期の事業再生に資する方策

当行は、以下の方策により地域の中小・小規模企業の実態を十分に把握し、早期の事業再生に向けた経営支援を行っております。今後につきましても、これまで以上にお取引先の事業再生への関与を強化してまいります。

(1) 支援企業へのサポート体制

当行は、半期毎に財務改善や事業再生などの経営支援を行う「企業支援対象先」（金融円滑化に伴う条件変更先を含む）を選定のうえ、本部と営業店が連携して経営改善計画の策定支援や定期的なモニタリングを実施しております。

直近の3年間（平成20年度から平成22年度）においては、「経営改善計画書策定ツール」を活用して経営シミュレーションを行い、支援対象先が円滑に計画を策定できるよう支援するほか、策定先に対しては年2回以上の訪問等による進捗管理を行い、経営相談・指導を継続して実施しております。

平成22年度下半期においては、支援対象先を100社選定し85先の経営改善計画を本部承認しました。残り15先についても、14先が経営シミュレーションに取り組んでおり、1社が中小企業再生支援協議会の支援を受けて計画策定中となっております。また、上記100社とは別に、金融円滑化法に基づき条件変更を行った527先も支援対象としており、144先の経営改善計画を策定しております。

当行は、東日本大震災により多数の取引先が被災したことから、地域経済の復興に向けて、下記(2)及び(3)の方策を通じて、企業支援体制をさらに強化してまいります。

(2) 地元企業応援部の新設によるサポート力の強化

当行は、平成23年6月、これまでの融資部企業支援室を、新設した地元企業応援部サポート室へ移行し、人員体制を従来の3名から5名へ増員しました。今後も増員を図り14名体制とし、お取引先の経営改善、事業再生に向けた支援態勢を整備・強化してまいります。

平成23年度上半期は、東日本大震災の影響等も踏まえ、全体で695先を支援対象先（うち148先が新規支援先）として選定し、取引先の復旧・復興を支援しております。

今後、当行は、地元企業応援部と本部関係部、営業店が密接に連携のうえ、行内の中小企業診断士等が、経営改善計画の策定支援のほか、計画達成まで定期的に進捗を把握・支援してまいります。また、経営委員会及び取締役会へ進捗状況等を報告するなど、経営陣が一体となりサポート体制を強化してまいります。

(3) 事業再生の手法

当行は、お取引先の事業規模及び財務状況に応じて、DDS、DES、債権放棄等の様々な手法による再生の可能性を検討しております。

当行は、今後も中小企業再生支援協議会、外部コンサルティング会社との連携を強化し、支援先の状況等に適した事業再生手法を個社別に検討・実施してまいります。

2-4-4 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

当行は、これまで外部機関と連携した関連セミナー等を開催するなど、取引先の事業承継に対する支援に取り組んでおります。

直近の3年間（平成20年度から平成22年度）においては、中小企業基盤整備機構と連携した事業承継セミナーを開催し、56先の取引先が参加のうえ、事業承継の問題点や事業承継計画の重要性、関連税制等の知識を習得できるよう支援してまいりました。

また、事業承継に関するお取引先の問題解決の支援のために、営業担当者が入手した情報を行内顧客情報管理システム（CMS）に登録することで、本支店一体となった相談体制を整備しております。

当行は、今後もこれらの取り組みを継続するとともに、行内だけでは解決できない専門的な分野（法務、税務等）の課題については、外部専門家との緊密な連携を図りながら、取引先の課題解決に積極的に支援してまいります。

前述のとおり、主要行や証券会社と連携することで、全国レベルでの事業承継、M&Aへの取り組みを可能とする体制を構築し、被災企業への情報提供及びマッチング等に取り組み、より幅広い視点で再生支援に取り組んでまいります。

MBO、EBO等の手法により事業再生を目指す取引先企業に対しても、当行は、主要行や証券会社との連携により必要な情報やノウハウ提供を行うなどの支援に取り組んでまいります。

2-4-5 地域や利用者に対する積極的な情報発信

当行は、地域金融機関として様々な機会を通じて、当行の経営状況等を適時適切に開示するとともに、地域密着型金融に係る当行の取り組み状況についても、ディスクリージャー誌やホームページ、ニュースリリース等を通じて、地域社会へ継続的に発信しております。

当行は、今後も、経済復興への支援策も含めて、これらの取り組みを継続することにより、地域社会からの信頼と支持をさらに高めてまいります。

第3 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

3-1 株式会社整理回収機構による株式等の引受け等を求める額及びその内容・金額及び条件

	項目	内容
1	種類	株式会社仙台銀行第Ⅰ種優先株式
2	申込期日（払込期日）	平成23年9月30日
3	発行価額	1株につき1,500円
	非資本組入れ額	1株につき750円
4	発行総額	30,000百万円
5	発行株式数	20百万株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	預金保険機構が公表する各事業年度（公表年度の前事業年度）の「優先配当年率としての資金調達コスト」（平成24年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成24年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。） ただし、日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
	優先中間配当金	本優先配当金の2分の1を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権（転換予約権）	本優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本優先株を取得するのと引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成25年4月1日
	取得請求期間の終了日	平成48年9月30日
	当初取得価額（当初転換価額）	取得請求期間の初日における連結BPS （※連結BPS：直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書における1株当たり純資産額。以下同様） 但し、取得請求期間の開始日に先立つ5連続取引日までの期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合、取得請求期間の開始日に先立つ（当該日含まない）5連続取引日における毎日の終値の平均値に相当する金額 （※終値：当銀行の普通株式の終値。気配表示を含む。以下同様）
	取得請求期間中の取得価額修正	毎月第3金曜日の翌日以降、当該第3金曜日まで（当該日含む）の直近の5連続取引日の終値の平均値に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	302円

【前頁続き】

	項目	内容
10	金銭を対価とする 取得条項	当銀行は、平成 33 年 10 月 1 日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会の開催日までの 30 連続取引日（当該日を含む）の全ての日において普通株式時価が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り）が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得することができる。 （※普通株式時価：連結 BPS。但し、取得日を決定する取締役会の開催日を最終日とする 30 営業日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合、終値）
	対価となる金額	本優先株式 1 株につき、本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額
11	普通株式を対価とする 取得条項	当銀行は、取得請求期間の終了日までに当銀行に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日（以下、「一斉取得日」という）をもって取得する。当銀行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	連結 BPS（但し、一斉取得日からこれに先立つ 45 連続取引日までの期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額）
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	302 円

3-2 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針

(1) 金額の算定根拠

平成23年3月末の当行の連結自己資本比率は6.73%、単体自己資本比率は7.00%であり、国内基準である4.00%を上回っております。

しかしながら、東日本大震災の中長期的な影響による信用リスクの拡大懸念、さらには今般の震災や世界的な金融市場の混乱による市場リスクの拡大懸念を踏まえ、財務基盤の健全性を確保し、宮城県の震災復興に向けて被災者等への円滑な資金供給機能を果たしていくためには、予防的に自己資本の増強が必要と判断いたしました。

当行の営業基盤である宮城県は、東日本大震災により過去にない規模の甚大な被害を受け、既に県内経済は足下で悪化するなど、特に当行の主要なお取引先である中小規模事業者はかつてないほどの厳しさに直面しております。

こうしたことから、地域の復旧・復興に向けて、被災地の地域金融機関である当行に期待されている役割と責任は極めて重大であり、当行は、それらを果たすため、なお一層の努力が必要であると認識しております。

具体的には、安定した収益性、高い健全性に支えられた強固な財務基盤を背景に安定的かつ円滑な資金供給を続けることであり、一方では、地域経済の一日も早い復旧・復興と活性化に向けて、今回の経営強化計画を着実に実践し、金融支援を含めた復興支援策に全力で取り組むことであります。

今回の経営強化計画を着実に実践するため、300億円の資本増強により、震災による信用リスクの拡大や一段の有価証券価格の下落への耐性を確保し、地域経済や金融市場に急激な変動が生じた場合でも、財務基盤を安定させ、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにしてまいります。

なお、平成23年9月期中間決算においては、震災後に進めてきた融資取引先の実態把握や担保物件の確認作業の結果に、今後の震災の影響等も加味したうえで、出来る限り保守的に自己査定を行い、震災関連の貸倒引当金を追加計上する見込みです。併せて有価証券評価損についても、積極的な減損処理の実施を検討しております。これにより信用リスクの拡大及び有価証券下落リスクを極力排除するとともに、国の資本参加をいただくことにより、以下のとおり経営強化計画期間を通じ、十分な自己資本水準を確保できる見込みです。

(2) 当該自己資本の活用方針

当行の営業基盤である宮城県経済において、当行が担うべき役割は非常に大きく、東日本大震災からの地域経済の復興及び活性化に向け、中小規模事業者をはじめとするお取引先への安定的かつ円滑な資金供給機能を積極的に果たすことを目的として活用してまいります。

《単体自己資本比率の推移》

	23/3 期 実績	23/9 期 予定	24/3 期 予定	24/9 期 予定	25/3 期 予定
自己資本比率	7.00%	14.1%程度	12.4%程度	12.1%程度	11.9%程度
Tier I 比率	4.20%	11.3%程度	11.2%程度	10.9%程度	10.9%程度

	25/9 期 予定	26/3 期 予定	26/9 期 予定	27/3 期 予定
自己資本比率	11.8%程度	11.7%程度	11.6%程度	11.6%程度
Tier I 比率	10.8%程度	10.7%程度	10.6%程度	10.6%程度

※当行は、平成 23 年度下半期以降に期限到来する劣後ローン（補完的項目・Tier II）を順次返済する予定であり、本計画期間の終期（平成 27 年 3 月期）の自己資本比率は 11.6%程度を予定しております。

※当行では、被災企業向け貸出金の積み上げなどにより、今後、リスクアセット（分母要因）は順次増加する見込みです。その一方、分子要因である自己資本（基本的項目・Tier I）は、勘定システム更新費用の負担や震災後の地域経済低迷の影響もあり、積み上げには時間を要する見込みです。このため Tier I 比率は緩やかに低下する見込みですが、平成 28 年 3 月期においても 10.4%程度を確保し、その後上昇に転ずる見込みです。

第4 収益の見通し

4-1 平成23年3月期決算の概要

(1) 経営環境

平成22年度のわが国経済は、海外経済の改善を背景に生産及び輸出が緩やかに増加し、個人消費においてもエコカー減税やエコポイント制度等の景気対策効果が表れるなど、持ち直しの動きがみられました。一方、夏場の急激な円高進行などにより株価が下落するなど、金融経済環境は不安定な動きがみられました。

当行の営業基盤である宮城県経済は、雇用情勢や個人消費は厳しい状況が続いたものの、宮城県が工場誘致したセントラル自動車が、平成23年1月に大衡村の新本社工場で輸出用車輦を生産開始するなど、持ち直しの動きがみられました。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東北・関東の広範囲が被災し、社会・生活インフラ、生産・営業用設備、物流ネットワーク等が過去にない規模の甚大な被害を受けました。復旧への懸命な取り組みが続いていますが、当面、宮城県及びわが国の経済に悪影響が及ぶことが懸念されております。

(2) 資産・負債の状況（単体ベース）

貸出金残高は、地方公共団体向け貸出や大企業向けの政策融資等を中心に前年同月比235億円減少し、4,894億円となりました。なお、中小企業向け貸出は、営業担当者の増員やエリア営業体制の導入などの営業力の強化に取り組み、前年同月比9億円増加の1,997億円となりました。

一方、預金残高は、公金預金、法人預金、個人預金を中心に前年同月比103億円増加し、7,681億円となりました。

《資産・負債の推移》

（単位：百万円）

	23年3月末			22年9月末	22年3月末
	実績	22年9月末比	22年3月末比	実績	実績
資産	795,997	△15,731	△129	811,728	796,126
うち貸出金	489,444	△19,444	△23,513	508,888	512,957
中小企業向け貸出	199,778	△2,571	923	202,349	198,855
うち有価証券	231,497	9,406	13,235	222,091	218,262
負債	783,288	△9,737	8,826	793,025	774,462
うち預金等	768,162	△10,201	10,342	778,363	757,820
うち社債・借入金	9,007	883	△1,219	8,124	10,226
資本	12,708	△5,994	△8,956	18,702	21,664

※預金等は、譲渡性預金を含んでおります。

(3) 東日本大震災関連の損失計上（単体ベース）

① 店舗等の被害損失

東日本大震災の大津波により沿岸部の5店舗（気仙沼支店、歌津支店、志津川支店、雄勝支店、女川支店）及び店舗外ATM9カ所が全壊となり、宮城野支店が地震被害により解体・移転いたしました。

大震災にともなうこれらの店舗等の固定資産処分・減損等の関連損失につきましては、2億55百万円を計上しました。

② 東日本大震災に係る与信費用

平成23年3月期決算において、多くの融資取引先について、連絡がとれない、あるいはその実態把握や担保物件の確認等が一時的に困難な状況にありました。

このため、そのような融資取引先や担保物件については、期末日までに把握している情報に基づき自己査定を行うとともに、個別貸倒引当金1億43百万円を計上いたしました。また、地域の被害状況等に応じて一定の予想損失率を算定し、一般貸倒引当金27億55百万円を計上いたしました。

以上により、東日本大震災関連の与信費用として合計28億98百万円を計上いたしました。

(4) 損益の状況（単体ベース）

銀行の本業の収益力を表すコア業務純益は、利回り低下により貸出金利息収入等の資金利益が減少したこと、金融派生商品損益（金利仕組みローン）の改善幅が縮小したことから、前年同期比7億円減少の16億円となりました。

有価証券は、株式市場の低迷等の影響により、取得価格に比べて時価が著しく下落した有価証券について24億円の減損処理を行いました。貸倒償却引当費用（震災影響分を除く）は、前年同期比2億円減少の5億円となりました。

経常損益は、コア業務純益の減少及び有価証券の減損処理額の増加などから、前年同期比32億円減少の16億円の損失となりました。

当期純損益は、上記の経常損失に加え、特別損失に東日本大震災に係る損失31億円（固定資産関連2億55百万円、貸倒引当金繰入額28億98百万円）を計上したこと、繰延税金資産の取崩額を含む法人税等調整額19億円を計上したこと等により、68億円の純損失となりました。

(5) 繰越損失の処理の状況（単体ベース）

当期に計上いたしました繰越損失については、平成23年6月開催の定時株主総会の承認等を経て、別途積立金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分により、全額を一掃しました。

《損益状況の推移》

(単位：百万円)

	23 年 3 月期			22 年 3 月期 実績	21 年 3 月期 実績
	実績	22 年 3 月期比	21 年 3 月期比		
業務粗利益	10,571	△2,463	△260	13,034	10,831
〔コア業務粗利益〕	12,272	△650	△514	12,922	12,786
資金利益	11,373	△427	△1,225	11,800	12,598
役務取引等利益	782	85	110	697	672
その他業務利益 (うち国債等関係損益)	△1,584 △1,701	△2,120 △1,812	855 253	536 111	△2,439 △1,954
経費	10,592	61	141	10,531	10,451
人件費	4,950	115	103	4,835	4,847
物件費	5,111	6	80	5,105	5,031
一般貸倒引当金繰入額	△271	13	—	△284	—
業務純益	249	△2,537	△131	2,786	380
〔コア業務純益〕	1,679	△712	△656	2,391	2,335
臨時損益	△1,870	△692	△1,841	△1,178	△29
不良債権処理額	853	△220	811	1,073	42
(貸倒償却引当費用)	582	△207	540	789	42
株式関係損益	△811	△851	△659	40	△152
経常利益	△1,621	△3,229	△1,971	1,608	350
特別損益	△3,213	△3,241	△3,400	28	187
震災関連損失	3,154	—	—	—	—
貸倒引当金繰入額	2,898	—	—	—	—
固定資産関連損失	255	—	—	—	—
税引前当期純利益	△4,834	△6,471	△5,372	1,637	538
法人税等	26	△29	△64	55	90
法人税等調整額	1,969	1,381	1,569	588	400
当期純利益	△6,829	△7,822	△6,875	993	46

4-2 収益の見通しの概要

(1) 平成 23 年 9 月期中間決算の見通し（単体ベース）

① 東日本大震災関連等の追加損失計上

今般の震災の影響は、平成 23 年 3 月期決算時点で想定した以上に長期間かつ広範囲に及ぶことが懸念されております。

このため平成 23 年 9 月期中間決算においては、震災後に進めてきた融資取引先の実態把握や担保物件の確認作業の結果に、今後の震災の影響等も加味したうえで出来る限り保守的に自己査定を行い、震災関連の貸倒引当金を 46 億円程度追加計上する見込みです。

併せて、震災の影響及び世界的な金融市場の混乱を踏まえ、有価証券評価損について積極的な減損処理の実施を検討しております。

これにより、今後の信用リスクの拡大及び有価証券下落リスクを極力排除していく考えでございます。

② 損益の状況（単体ベース）

資金利益については、被災者向け融資に積極的に取り組んでいるものの、利回り低下による影響により、前年同期比 4 億円減少の 53 億円程度を見込んでいます。

役務取引等利益については、預かり資產業務への取り組みにより、前年とほぼ同水準の 3 億 70 百万円程度を見込んでいます。

経費については、システム関連更新費用の発生等から、前年同期比 1 億円増加の 55 億円程度を見込んでいます。

以上により、コア業務純益については、前年同期比 6 億円減少の 2 億円程度を見込んでいます。

経常損益は、前記のとおり東日本大震災関連の貸倒引当金繰入 46 億円、株式等関係損失 40 億円を計上することから、90 億円程度の損失を見込んでいます。

当中間純損益は、繰延税金資産の取崩し 5 億円程度を計上することから、96 億円程度の損失を見込んでいます。

③ 東日本大震災の復興支援に向けた財務基盤の強化

前記②のとおり、当行の平成23年9月期中間決算は、震災の影響を踏まえ出来る限り保守的に自己査定を行うことで、震災関連の貸倒引当金を追加計上するとともに、併せて有価証券評価損についても積極的な減損処理の実施を検討しております。

この結果、本中間決算は96億円程度の赤字決算を見込んでおりますが、本決算において信用リスクの拡大及び有価証券下落リスクを極力排除するとともに、国の資本参加をいただくことにより、経営強化計画期間を通じて十分な自己資本水準を確保できるようにしてまいります。

当行は、財務基盤を強化することにより、東日本大震災からの復興支援、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に万全の体制で取り組んでまいります。

（2）平成 24 年 3 月期決算及び繰越損失処理の見通し（単体ベース）

平成 23 年 9 月期中間決算において 96 億円程度の赤字決算を見込んでいることから、平成 24 年 3 月期決算については、経常損益は 89 億円程度の損失、当期純損益は 95 億円程度の損失を見込んでおります。

なお、繰越損失については、平成 24 年 6 月開催予定の定時株主総会の承認等を経て、その他資本剰余金、資本準備金の額の減少等により全額を一掃し、配当に向けた態勢を整備してまいります。

(3) 平成 25 年 3 月期以降の決算の見通し（単体ベース）

平成 25 年 3 月期以降の決算は、経営強化計画に基づく施策を着実に実施することなどにより収益力を漸次回復させてまいります。なお、平成 25 年度に勘定系システム更新に係る費用負担を予定していることから、下表の決算を見込んでおります。

《収益見通し》

（単位：百万円）

	23 年 3 月期 実績	23 年 9 月期 見通し	22 年 9 月期	対比
業務粗利益	10,571	5,300	4,757	543
資金利益	11,373	5,300	5,757	△457
役務取引等利益	782	370	374	△4
その他業務利益	△1,584	△340	△1,374	1,034
経費	10,592	5,500	5,315	185
コア業務純益	1,679	200	845	△645
貸倒償却引当費用	582	4,640	542	4,098
一般貸倒引当金	△271	50	△176	226
個別貸倒引当金	832	4,590	705	3,885
株式関係等損益	△811	△4,000	△867	△3,133
経常利益	△1,621	△9,000	△2,054	△6,946
特別損益	△3,213	△75	8	△83
当期純利益	△6,829	△9,600	△2,550	△7,050

※23 年 3 月期は、特別損失に震災関連の貸倒引当金 2,898 百万円を計上しております。

（単位：百万円）

	24 年 3 月期 見通し	25 年 3 月期 見通し	26 年 3 月期 見通し	27 年 3 月期 見通し
業務粗利益	11,200	11,900	12,000	12,100
資金利益	—	—	—	—
役務取引等利益	—	—	—	—
その他業務利益	—	—	—	—
経費	11,100	10,500	11,000	10,800
コア業務純益	500	1,400	900	1,300
貸倒償却引当費用	4,700	610	570	660
一般貸倒引当金	△70	△510	△190	△250
個別貸倒引当金	4,770	1,120	760	910
株式関係等損益	△4,000	—	—	—
経常利益	△8,900	550	200	430
特別損益	△70	△40	△2	△2
当期純利益	△9,500	480	170	410

第5 剰余金の処分の方針

＜配当方針及び配当に向けた態勢整備＞

当行は、銀行業という公共性と金融環境の著しい変化に鑑み、内部留保の充実を図るとともに、安定した配当を維持することを基本方針としております。

しかしながら、平成23年3月期は、東日本大震災の影響等により、与信費用ならびに固定資産関連損失が増加し、68億円の純損失を計上しました。かかる状況下、今後、被災された中小規模事業者等のお客さまに対し十分な金融仲介機能を提供し、大震災復興に向けた積極的な取り組みを万全な態勢で果たすためには、内部留保を充実させることが必要であると判断し、当期末配当を無配としました。

また、平成24年3月期決算についても、東日本大震災関連の追加損失を計上することから、当期純損益は95億円程度の損失を見込んでおり、配当は無配とする方針ですが、当期に発生する繰越損失については、平成24年6月開催予定の定時株主総会の承認等を経て、その他資本剰余金、資本準備金の額の減少等により全額を一掃し、配当に向けた態勢を整備してまいります。

その後、宮城县の経済復興とともに収益力を漸次回復し、平成25年3月期の期末配当より配当を実施・継続していく方針です。なお、宮城県経済及び金融市場の動向が不透明な状態にあることから、当面、中間配当は実施せず、期末配当に一本化いたします。

収益力を回復・積上げることにより、平成48年3月期末において利益剰余金は302億円まで積み上がる見込みでございます。

《当期純利益、利益剰余金の見通し》

(単位：百万円)

	23/3 月末	24/3 月末	25/3 月末	26/3 月末	27/3 月末	28/3 月末	29/3 月末
当期純利益	△6,829	△9,500	480	170	410	1,290	2,040
利益剰余金	—	—	270	230	350	1,120	2,650

	30/3 月末	31/3 月末	32/3 月末	33/3 月末	34/3 月末	35/3 月末	36/3 月末
当期純利益	2,220	2,430	1,810	1,970	1,970	1,970	1,970
利益剰余金	4,350	6,270	7,560	9,020	10,480	11,930	13,390

	37/3 月末	38/3 月末	39/3 月末	40/3 月末	41/3 月末	42/3 月末	43/3 月末
当期純利益	1,680	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970
利益剰余金	14,560	16,010	17,470	18,930	20,380	21,840	23,290

	44/3 月末	45/3 月末	46/3 月末	47/3 月末	48/3 月末
当期純利益	1,970	1,970	1,970	1,680	1,970
利益剰余金	24,750	26,210	27,660	28,830	30,290

※平成 25 年 3 月期から平成 28 年 3 月期までの当期純利益の増加は、経営強化計画の復興支援策の実施による貸出金の増加等による収益増加を見込んで予想しております。

※新勘定系システムの更新は平成 26 年 3 月期を予定しており、以降、平成 37 年 3 月期及び平成 47 年 3 月期を更新時期と想定し、更新一時費用を計上のうえ予想しております。

※平成 29 年 3 月期以降の当期純利益の増加は、経済復興の進展による貸出金の増加等に加えて、物件費の節減等による効果を見込んで予想しております。

※平成 32 年 3 月期以降は、過年度の繰越欠損金が解消となり法人税等が発生するため、当期純利益は 18 億円程度で推移するものと予想しております。

※利益剰余金は、経営強化計画の始期（平成 23 年 3 月期）から 25 年目（平成 48 年 3 月期）までに 302 億円が積み上がり、公的資金 300 億円の返済は十分可能です。

第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

6-1 経営管理に係る体制及び今後の方針

(1) 取締役会

取締役会は、取締役9名（うち社外取締役1名）及び監査役4名（うち社外監査役2名）で構成し、原則月1回開催しております。

取締役会は、重要な経営方針を決定するとともに、中期経営計画の進捗状況、業績推移、有価証券及び不良債権の状況等について、定期的に担当部から報告を受けるとともに、必要な改善を指示するなど管理を行っております。

特に社外取締役及び社外監査役からは、取締役会の議案等に対して活発な発言をいただいております、当行の経営管理態勢の機能発揮に大きな役割を果たしていただいております。

(2) 経営委員会

経営委員会は、本店常勤取締役及び部長の15名で構成し、原則週2回（火曜日と金曜日）、定期的に開催しております。また、常勤監査役2名がオブザーバーとして参加し、適宜、議案に対する意見表明等を行っております。

経営委員会は、取締役会において決定した経営方針に基づいて、その具体的な執行方針等を定めるとともに、業務執行に関する重要事項について決定又は協議し、併せて業務執行の全般を統制しております。

また、経営課題の状況に応じて、機動的に臨時経営委員会を開催し、対応策を協議し、迅速な解決に取り組んでおります。さらには原則として月1回、休日に臨時経営委員会を開催し、収益力の強化など重要課題への対応策を集中的に検討する体制としております。

(3) 東日本大震災を受けた経営管理体制の強化

東日本大震災の復興支援及び経営強化計画に万全の体制で取り組むため、平成23年6月の定時株主総会において常勤取締役を1名増員し、9名体制（うち社外取締役1名）といたしました。

併せて、同年6月に復興支援の担当部署として地元企業応援部を創設しましたが、復興支援に係る経営管理体制を強化するため、取締役と同部長を委嘱しました。

(4) 今後の方針

今後、経営強化計画に基づく中小規模事業者融資及び東日本大震災の復興支援

を積極的かつ着実に推進するため、各ブロック担当の役員または本部部長が、担当するブロック支店長会議において、施策の進捗及び計数実績等に対する管理を適切に行ってまいります。

また、経営委員会は、本計画の主管部署である企画部から定期的に報告を受け、計画全体の進捗を管理するとともに、必要に応じて機動的に臨時経営委員会を開催し、計画と実績に乖離が生じた場合は、問題点の洗い出し・改善策の検討を行い、以降の推進策を構築してまいります。

取締役会は、定期的に経営強化計画の進捗状況の報告を受け、社内役員のほか、社外取締役（1名）及び社外監査役（2名）からも意見をいただくなど、計画の進捗管理に積極的に関与してまいります。

6-2 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

（1）内部監査体制

業務監査部は、半期毎に内部監査方針及び内部監査基本計画を策定し、取締役会の承認を受けております。

業務監査部は、本計画に基づいて内部管理態勢や金融円滑化管理態勢、業務諸活動状況の検証・評価を目的とした通常監査を実施するほか、頭取の命令により特別監査を実施しております。また、市場部門や自己資本管理部門、リスク管理部門への本部監査態勢を整備し、監査を実施しております。

金融円滑化管理態勢については、中小企業等に対する経営相談や経営改善計画の策定支援、中小企業に適した資金供給方法の徹底等など、地域密着型金融の推進に係る態勢整備や実施状況を内部監査しております。

（2）監査役会

監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成し、原則月1回開催しております。

常勤監査役は、毎週2回開催する経営委員会にオブザーバーとして出席し、経営執行状況を監視するとともに、経営課題等を把握し、必要に応じて意見を述べております。

また、常勤監査役は、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、ALM委員会の本部委員会（経営委員会の下部協議機関）へオブザーバーとして出席し、経営課題の検討・解決に向けて、必要に応じて意見を述べております。

(3) 今後の方針

今後、業務監査部は、経営強化計画を踏まえて金融円滑化管理態勢に係る内部監査項目の見直しを行い、定期的に監査を行うなど、経営強化計画の適切な実施に向けて取り組んでまいります。

監査役は、引き続き、取締役会や経営委員会等に出席のうえ、経営強化計画の進捗状況について報告を受けるとともに、必要に応じて意見を述べるなど、同計画の適切な実施に向けて取り組んでまいります。

6-3 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクを含む各種リスクの管理の状況及び今後の方針

(1) リスク管理体制

当行は、リスク管理の徹底・高度化を重要な経営課題と位置づけており、リスク管理に関する基本的事項を定めた「リスク管理基本方針」及び各リスク管理規程を定めております。

リスク管理体制にあたっては、リスク種類毎に主管部署が管理するほか、リスク統括部リスク管理室が総合的に管理する体制としております。また、経営レベルでの適切なリスク管理を行うため、リスク管理委員会・ALM委員会を設置し、リスクの識別・管理等に努めております。

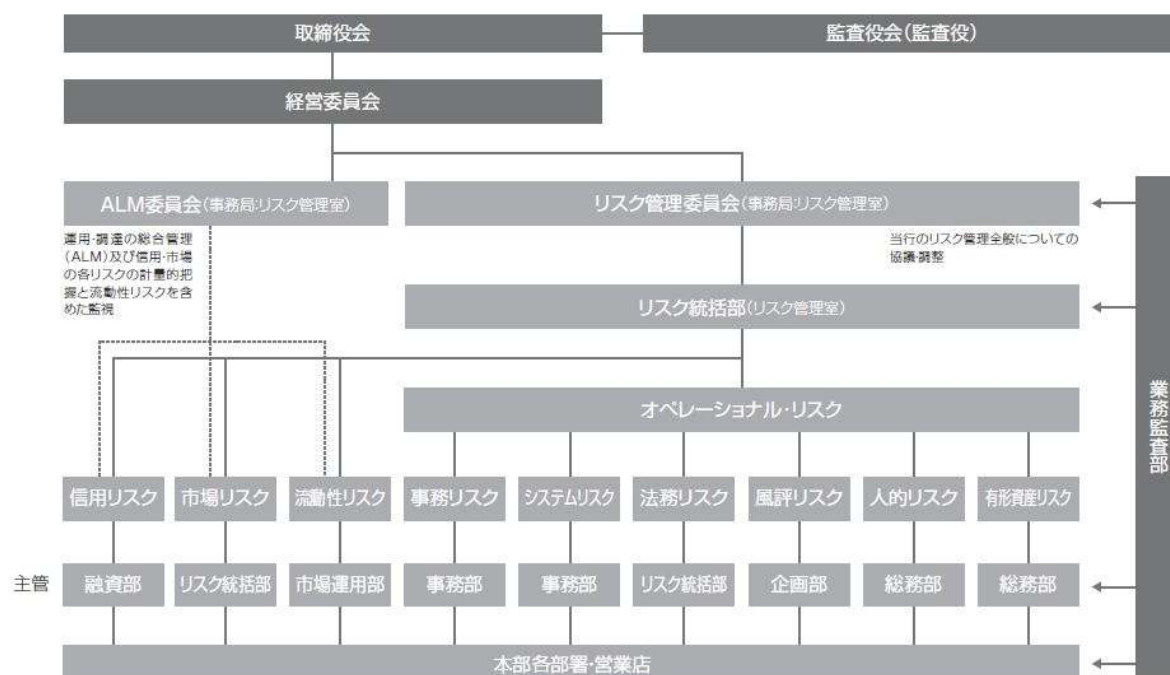
経営委員会及び取締役会は、リスク統括部及び関連部署より、リスク状況を定期的または必要に応じて随時報告を受けて、必要な改善指示を出すなど、適切なリスク管理の実施に取り組んでおります。

(2) 統合的リスク管理

当行は、信用リスク量、市場リスク量、及びオペレーショナル・リスク量を合算して、統合的リスク量を算出し、自己資本の十分性を確認のうえ、月次で経営委員会及びALM委員会が報告を受けております。

また、与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等についても、経営委員会が適時報告を受け、必要な改善指示を出すなど、適切なリスク管理の実施に取り組んでおります。

【リスク管理の組織体系図】



(3) 信用リスク管理

① 信用リスク管理態勢の現状

当行は、信用リスク管理について、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」を定め、本方針及び規程に基づき、リスク管理の高度化・精緻化に取り組んでおります。適切なリスク管理態勢のもと、金融仲介機能を積極的に発揮し、債務者の実態を踏まえた適切な経営改善指導を行うことにより、信用リスクの軽減を図る方針としています。

具体的には、信用格付をベースに、与信全体のポートフォリオ管理と個別与信の審査管理の2つの側面から適切に信用リスクの計測・把握に努め、資産の健全性の維持・向上を図っています。特に中小・零細企業等向けの与信管理にあたっては、経営・財務面の特性を踏まえて、経営実態を総合的に勘案したうえで信用格付を行い管理しています。

大口与信先の管理にあたっては、これまで与信限度額は融資取引のみを管理対象としていましたが、平成22年度上半期に多額の有価証券減損処理を行ったことなどを踏まえて、平成22年度下半期から有価証券取引（株式・社債等）を含めて管理する体制としています。

② 今後の方針（不良債権の適切な管理を含む）

平成 23 年 3 月期決算では、大震災により、多くの融資取引先について、実態把握や担保物件の確認等が一時的に困難な状況となっていたため、当行は、期末日までに把握している情報に基づき自己査定を行うとともに、地域の被害状況等に応じて一定の修正を加えたうえで予想損失率を算定し、貸倒引当金を 28 億 98 百万円追加繰入いたしました。

前述のとおり、平成 23 年 9 月期中間決算においては、震災後に進めてきた融資取引先の実態把握や担保物件の確認作業の結果に、今後の震災の影響等も加味したうえで、出来る限り保守的に自己査定を行い、震災関連の貸倒引当金を追加計上する予定です。

また、大震災の影響が中長期的に及ぶことが懸念されることから、当行は、融資部や地元企業応援部、営業店などの関係部署が連携して、取引先企業等への現場訪問等を徹底し、債務者の状況把握に継続的に取り組み、早期の情報収集に取り組んでまいります。

その状況を適切に踏まえたうえで、リスク管理委員会等が銀行全体の信用リスク状況等を適切に把握・分析するとともに、地元企業応援部が中心となって債務者の状況等に適した事業再建支援策に取り組み、不良債権の抑制等に取り組んでまいります。

また、経営委員会、取締役会は、信用リスクに関する報告を定期的かつ必要に応じて随時に受け、必要な改善策等を指示するなど適切にリスクを把握・管理してまいります。

（４）市場リスク管理

① 市場リスク管理態勢の現状

当行は、市場リスク管理について、「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理規程」を定め、本方針及び規程に基づき、市場リスク管理体制、管理対象リスク、管理方法、モニタリング等を運用し、適切なリスク管理に取り組んでおります。

市場リスクの管理態勢については、市場運用部署（フロントオフィス）と事務管理部署（バックオフィス）を分離し、さらに市場部門から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）を設置して、相互に牽制する組織体制としております。

市場業務の取引担当部署は、市場リスク管理方針・市場リスク管理規程や限度枠等を厳格に遵守し業務を遂行しております。一方、リスク管理部署は、市

場リスクを計測・分析し、市場リスクの状況及びその管理状況をモニタリングしております。

具体的には、市場リスク管理の限度枠を定め、株式・外国証券・その他の証券に対して保有限度枠及び損失限度額を設定し、ALM委員会及び経営委員会は、リスク管理部署よりリスク管理状況について定期的に報告を受けております。

損失限度枠の90%にアラームポイントを設定し、アラームポイントを超過した場合は、ALM委員会で協議し経営委員会で対応を決定するなど早期に対応を図る態勢としております。

また、有価証券の運用方針やリスク管理の詳細を定める「有価証券業務施策」を、リスク管理委員会にて協議後、経営委員会において半期毎に決定しております。「有価証券業務施策」において、仕組債、外国証券などのリスクの過大な商品は残高を圧縮させる方針とし、比較的流動性の高い2～5年の国債、地方債、公社公団債などへの投資を中心とするなどを定め、リスク抑制的な運用としております。

市場変動の際のVaRの限界及び弱点を認識し、自己資本の充実度やストレス時のリスクの状況、ポートフォリオの特性等を把握するため、複数のストレス事象を設定して、ストレス・テストを四半期毎に実施しております。さらに、平成22年6月分から、リバース・ストレステストを実施し、ストレスが顕現化した場合の自己資本比率等への影響をALM委員会及び経営委員会に報告しております。

② 今後の方針

当行は、今後も上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理に取り組むとともに、市場動向の変化や当行ポートフォリオ動向等に応じて管理態勢の改善を図るなど、市場リスク管理態勢を引き続き徹底してまいります。

また、前述のとおり、今般の震災や世界的な金融市場の混乱による市場リスクの拡大懸念を踏まえ、平成23年9月期中間決算において、有価証券評価損について積極的な減損処理の実施を検討しており、これにより今後の有価証券下落リスクを極力排除する考えでございます。

(5) 流動性リスク管理

① 流動性リスク管理態勢の現状

当行は、流動性リスクについて、「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」を定め、本方針及び規程に基づき、市場運用部がマーケット環

境の把握、資金の運用調達状況の分析等を通じて、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

具体的には、短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することとするなど、日々資金繰り管理や資金調達の状況を監視し、ALM委員会及び経営委員会はその監視状況について定期的に報告を受ける体制としております。また、万が一、不測の事態が生じた場合でも十分資金を確保できるよう、危機管理計画を策定し、万全を期しております。

② 今後の方針

当行は、今後も上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理に取り組むとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、リスク管理態勢を引き続き徹底してまいります。

(6) オペレーショナル・リスク管理

① オペレーショナル・リスク管理態勢の現状

当行は、オペレーショナル・リスクについて、「オペレーショナル・リスク管理規程」を定め、本規程に基づき、「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「風評リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」の6つに区分ごとに、各リスク所管部署を定め、オペレーショナル・リスクの顕在化の防止、影響の極小化および削減等に取り組んでおります。

また、リスク統括部リスク管理室をオペレーショナル・リスクの総合的な管理部署とし、オペレーショナル・リスク全体を一元的に把握・管理するように努めております。

<事務リスク>

当行では、「事務リスク管理規程」等を制定かつ遵守し、事務処理に当たっては事務リスクを認識し事務の堅確化に務め、損害発生を未然に防止するよう努めております。

業務の多様化や取引量の増加に対応し、想定される事務リスクを回避するため、各営業店による自店検査・事務部事務指導課による営業店への事務臨店指導を行い、事故防止体制の確立を図っております。

<システムリスク>

当行では、コンピュータシステムの安全かつ円滑な運営を図り、安全性と信頼性の維持・向上を目的として「システムリスク管理方針」及び「システムリスク管理規程」を定め、適切なシステムリスク管理を目指しております。

システムの安全稼働に万全を期するため、例えば、オンライン回線の二重化や電気設備を多重化する等、万が一の障害に備えたシステムの構成に努めております。

また、オンラインシステムの障害により業務が停止した時に備えて、影響を最小限に抑えるための代替手段の確保や緊急対応策等に備えたコンティンジェンシープランを策定しています。

＜法務リスク＞

当行では、主管部署であるリスク統括部コンプライアンス室において、当行業務の健全性及び適切性の確保を図るため、当行が直面する法務リスクを十分に認識し、適切に管理しております。

また、コンプライアンス関連規程及び諸規程に定めた手続に基づき、法務リスクに関する情報を収集し、法務リスクの特性、管理状況の評価、リスクの把握を行い、法務リスクの予防・抑制に努めております。

＜風評リスク＞

当行では、「風評リスク管理規程」に基づき、主管部署である企画部企画課が各部署と連携し、風評リスクに関するモニタリングを通じて関連情報の収集を行うほか、影響度の判定、原因の究明、顧客等への説明体制等の構築に取り組み、風評リスクの発生の回避や極小化に努めております。

また、風評リスクが生じた場合は、迅速かつ適切な対応により、その沈静化、事態の收拾を図り、影響を最小限に止めるよう努めております。

＜人的リスク＞

当行では、「人的リスク管理規程」に基づき、主管部署である総務部人事統括課において、必要に応じて人的リスクに関するデータを収集・分析し、管理状況の評価やリスクの把握を行っております。

また、改善すべき人的リスクについて、規程・運用等牽制機能の見直しや新設等を行い、人的リスクの改善に取り組んでおります。

＜有形資産リスク＞

当行では、「有形資産リスク管理規程」に基づき、主管部署である総務部総務課において、将来生じうる有形資産リスクによる損失を認識し、必要に応じて事前ないし事後に適切な対応を行うこと等により、有形資産リスクの適切な管理体制を図っております。

また、本部各部及び営業店と連携し、有形資産リスクの情報収集、実態の把

握を行い、有形資産リスクの極小化に努めるとともに、把握した有形資産リスクについて調査・分析し、管理・削減するための対応策を策定する体制としております。

② 今後の方針

当行は、今後も上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理に取り組むとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、リスク管理態勢を引き続き徹底してまいります。

機能強化のための前提条件

当行の主要営業区域である宮城県の景気は、東日本大震災の影響により非常に厳しい状況が続いており、特に被害が甚大であった沿岸部においては、ほとんどの被災企業の生産活動が再開せず、雇用環境・個人消費も大幅に悪化しております。

被災地では復旧・復興に向けた懸命な取り組みがなされていますが、未曾有の被災規模を勘案しますと、地域経済の復興には相当の期間を要するもの見込んでおります。

このような環境下、中小企業等を取り巻く環境につきましては、相当の期間にわたり非常に厳しい状況が続くと見込んでおります。

(金利)

金利の見通しにつきましては、平成 23 年 7 月末の水準にて推移するものと想定しております。

(為替)

為替（ドル／円）レートの見通しにつきましては、平成 23 年 7 月末の水準にて推移するものと想定しております。

(株価)

株価の見通しにつきましては、足元の株価水準に鑑み、計画期間内は 8,000 円にて推移するものと想定しております。

指標	23/3 期 実績	23/7 末 実績	23/9 期 (前提)	24/3 期 (前提)	24/9 期 (前提)	25/3 期 (前提)	25/9 期 (前提)	26/3 期 (前提)
無担保コール O/N (%)	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07
TIBOR 3M (%)	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34
10 年国債 (%)	1.25	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08
為替 (ドル／円) (円)	83.15	77.86	77.00	77.00	77.00	77.00	77.00	77.00
日経平均株価 (円)	9,755	9,833	8,600	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

※23/3 期及び 23/7 末の各実績値は、以下の数値を記載しております。

1. 無担保コール O/N : 日本銀行が公表する無担保コール O/N 物レートの平均値
2. TIBOR 3M : 全国銀行協会が公表する全銀協 TIBOR
3. 10 年国債 : 時事通信社が算出する終値レート
4. 為替 (ドル／円) : みずほコーポレート銀行が公表する午前 10 時時点の仲値レート
5. 日経平均株価 : 終値

「金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令」

附則第 2 条に規定されている提出書類

目 次

内閣府令附則第2条第1号に係る書類

株式の引受けに係る申込みの理由書	・・・	1
------------------	-----	---

内閣府令附則第2条第2号に係る書類

第90期末（平成23年3月31日現在）貸借対照表	・・・	3
第90期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）損益計算書	・・・	4
第90期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）株主資本等変動計算書	・・・	5
第90期末（平成23年3月31日現在）連結貸借対照表	・・・	16
第90期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）連結損益計算書	・・・	17
第90期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書	・・・	18
自己資本比率の状況（連結）	・・・	31
自己資本比率の状況（単体）	・・・	33
総勘定元帳（貸借対照表）（平成23年7月31日現在）	・・・	35
総勘定元帳（損益計算書）（平成23年7月31日現在）	・・・	36
平成24年3月期第1四半期決算短信	・・・	37

株式の引受けに係る申込みの理由書

平成 23 年 9 月 7 日

(提出者) 本店又は主たる	仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
事務所の所在地	
商号又は名称	株式会社 仙台銀行
代 表 者	取締役頭取 三井 精一

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「法」という。）附則第 8 条第 1 項に基づく株式の引受けに係る申込みの理由は以下のとおりです。

1. 東日本大震災による宮城県経済への影響

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（以下、「大震災」という。）において、当行の営業基盤である宮城県では、津波により多数の尊い命が失われました。死者・不明者は 11 千人を超えており、全国の死者・不明者約 20 千人の半数以上を占め、人的被害が当県に集中する状況となっております。

また、社会・生活インフラ、生産・営業設備、物流ネットワーク等も過去にない規模の甚大な被害を受け、県全体の被害総額は 6 兆 7000 億円を超え、さらに膨らむ見通しとなっております。県内総生産が 8 兆円であることを踏まえると、地元経済に与える影響は極めて深刻な状況です。

2. 事業取引先、住宅ローン利用者の被災状況と信用供与の状況

大震災により当行の事業取引先が受けた被害は、直接被害（代表者等の死亡・ケガ、本社・工場・設備・在庫等の損壊）のほか、間接被害（仕入先・販売先の被災、大震災後の風評・自粛等による売上減少）などであり、津波被災地の沿岸部を中心に県内全域に影響が及んでおります。

当行の事業取引先のうち、大震災において直接被害・間接被害のいずれかにより、「事業に影響がある被害」を受けた取引先は、432 先（貸出残高 10 百万円以上の 3,853 先のうち 11.2%）、該当先への貸出残高は 316 億円（同貸出残高 2,246 億円のうち 14.0%）となっております。

また、当行の住宅ローン利用者のうち、「自宅に大きな被害を受けた先」あるいは「震災で収入に大きな影響を受けた先」は、全体で 513 先（全 10,635 先のうち 4.8%）、該当先へのローン残高は 50 億円（同貸出残高 1,250 億円のうち 4.0%）となっております。

上記を合計すると、当行貸出金残高のうち、大震災で大きな影響を受けた被災者（事業取引先及び住宅ローン利用者）への与信残高は、945 先（平成 23 年 6 月末与信先数 44,814 先のうち 2.1%）、366 億円（同貸出金残高 5,010 億円のうち 7.3%）となっております。

当行は、大震災の甚大な被害状況を踏まえ、震災直後から、事業取引先や住宅ローン利用者からの既存融資の約定弁済の一時停止、条件変更、新規融資の相談などに積極的に対応してきております。

《当行貸出金に占める被災者への信用供与》

単位：先、億円

23年6月末貸出金残		うち大きな影響を受けた被災者への与信残高	先数・金額		全体構成比	
先数	金額		先数	金額	先数	金額
44,814	5,010	事業取引先	432	316	0.9%	6.3%
		住宅ローン利用者	513	50	1.1%	0.9%
		小計	945	366	2.1%	7.3%

3. 大震災による当行への影響

当行は、平成23年3月期決算において、大震災により、多くの与信先と連絡や確認がとれない中、期末に把握している情報や地域の被害状況等に基づき、大震災関連の与信費用として貸倒引当金28億98百万円を計上いたしました。また、大震災による店舗施設の損壊、さらには株式相場下落等を受けて保有有価証券の償却を実施したことなどから、68億円の赤字を計上するに至りました。

平成23年9月期中間決算においては、大震災後に進めてきた与信先の実態把握や担保物件の確認作業の結果に、今後の大震災の影響等も加味したうえで、出来る限り保守的に自己査定を行い、さらに貸倒引当金を46億円程度追加計上する見込みです。また、大震災の影響等を踏まえ、有価証券評価損についても積極的な減損処理の実施を予定しております。このため現時点において同中間決算は、約96億円の赤字計上の見通しとなっております。

4. 震災特例金融機関等としての株式の引受けに係る申込み

大震災によって、当行与信先の財務状況は相当程度悪化しており、また、震災の影響等による有価証券下落等もあり、当行の財務基盤も大きな影響を受けるに至っております。

一方、宮城県経済が未曾有の打撃を受ける中、当行は、利用者や地域社会から、安定的かつ円滑な資金供給機能を強化し、被災された地域の中小規模事業者や個人利用者を支援することを通して、地域経済の復興と活性化を図る役割を強く求められていると認識しております。

このため当行は、被災地の地域金融機関として、大震災からの復興支援並びに地域の中小規模事業者等に対する円滑な信用供与に積極的に関与し、さらなる金融機能の強化を図るためには、予防的な自己資本の増強が必要であると判断したものでございます。

以上の理由により、当行は、信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となったことから、法附則第8条第1項に定める「震災特例金融機関等」に該当し、今般、預金保険機構に対して、株式の引受けに係る申込みを行うものでございます。

以 上

第90期末 (平成23年 3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	49,806	預 金	727,562
現 預 け 金	19,022	当 座 預 金	12,291
コ ー ル 口 一 債	30,784	普 通 預 金	345,093
有 入 金 証 金	15,000	貯 蓄 預 金	9,793
国 債 証 金	28	通 知 預 金	394
地 方 債 金	231,497	定 期 預 金	351,738
社 債 金	55,037	定 期 積 金	5,341
株 式 債 金	49,443	そ の 他 の 預 金	2,910
そ の 他 の 証 金	91,986	譲 渡 性 預 金	40,600
貸 出 手 形 貸 付 金	9,155	借 入 金	9,007
割 引 手 形 貸 付 金	25,872	外 国 為 替	0
証 書 貸 付 金	489,444	未 払 外 国 為 替	0
当 座 貸 付 金	3,209	そ の 他 の 負 債	2,550
外 国 為 替 替 金	19,698	未 払 法 人 税	22
そ の 他 の 資 産	428,832	未 払 費 用	1,179
有 形 固 定 資 産	37,705	前 受 収 益	248
建 物 地 産	173	従 業 員 預 り	208
土 一 ス 資 産	173	給 付 補 て ん 備 金	2
リ ー ン 資 産	3,837	金 融 派 生 商 品	61
建 設 仮 勘 定 資 産	56	リ ー ス 債 務	37
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,035	資 産 除 去 債 務	36
無 形 固 定 資 産	2,745	そ の 他 の 負 債	752
ソ フ ト ウ ェ ア	9,908	退 職 給 付 引 当 金	97
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2,606	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	75
繰 延 税 金 資 産	6,155	偶 発 損 失 引 当 金	126
支 払 承 諾 見 返 金	33	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,299
貸 倒 引 当 金	110	支 払 承 諾	1,967
投 資 損 失 引 当 金	1,001	負 債 の 部 合 計	783,288
	306	(純 資 産 の 部)	
	247	資 本 本 剰 余 金	7,485
	58	資 本 準 備 金	5,875
	974	利 益 剰 余 金	5,875
	1,967	利 益 準 備 金	△ 632
	△ 6,814	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,609
	△ 133	別 途 積 立 金	△ 2,242
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,407
		自 己 株 式	△ 6,650
		株 主 資 本 合 計	△ 64
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,662
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 1,517
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,563
		純 資 産 の 部 合 計	46
資 産 の 部 合 計	795,997	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	12,708
			795,997

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第90期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		15,658
資金運用収益	12,711	
貸出金利息	10,337	
有価証券利息配当金	2,302	
コールローン利息	69	
預け金利息	1	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	2,129	
受入為替手数料	833	
その他の役務収益	1,296	
その他業務収益	517	
外国為替売買益	0	
商品有価証券売買益	2	
国債等債券売却益	398	
金融派生商品収益	115	
その他経常収益	299	
株式等売却益	36	
その他の経常収益	263	
経 常 費 用		17,279
資金調達費用	1,337	
預金利息	859	
譲渡性預金利息	70	
コールマネー利息	0	
借入金利息	218	
金利スワップ支払利息	185	
その他の支払利息	3	
役務取引等費用	1,347	
支払為替手数料	148	
その他の役務費用	1,199	
その他業務費用	2,101	
国債等債券売却損	82	
国債等債券償還損	369	
国債等債券償却	1,647	
その他の業務費用	1	
営業経費	10,829	
その他経常費用	1,661	
貸倒引当金繰入額	561	
貸出金償却	13	
株式等売却損	28	
株式等償却	819	
その他の経常費用	239	
経 常 損 失		1,621
特 別 利 益		62
償却債権取立益	49	
偶発損失引当金戻入益	13	
特 別 損 失		3,275
固定資産処分損	240	
減損損失	113	
貸倒引当金繰入額	2,898	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	23	
税 引 前 当 期 純 損 失		4,834
法人税、住民税及び事業税	26	
法人税等調整額	1,969	
法人税等合計		1,995
当 期 純 損 失		6,829

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第90期（平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	7,485
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	7,485
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	5,875
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	5,875
資本剰余金合計	
前期末残高	5,875
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	5,875
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	1,609
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	1,609
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	3,907
当期変動額	
別途積立金の積立	500
当期変動額合計	500
当期末残高	4,407
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,021
当期変動額	
剰余金の配当	△ 378
別途積立金の積立	△ 500
当期純損失	△ 6,829
土地再評価差額金の取崩	35
当期変動額合計	△ 7,672
当期末残高	△ 6,650
利益剰余金合計	
前期末残高	6,539
当期変動額	
剰余金の配当	△ 378
別途積立金の積立	—
当期純損失	△ 6,829
土地再評価差額金の取崩	35
当期変動額合計	△ 7,172
当期末残高	△ 632

(単位：百万円)

科 目	金 額
自己株式	
前期末残高	△ 63
当期変動額	
自己株式の取得	△ 1
当期変動額合計	△ 1
当期末残高	△ 64
株主資本合計	
前期末残高	19,836
当期変動額	
剰余金の配当	△ 378
当期純損失	△ 6,829
自己株式の取得	△ 1
土地再評価差額金の取崩	35
当期変動額合計	△ 7,173
当期末残高	12,662
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	228
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,746
当期変動額合計	△ 1,746
当期末残高	△ 1,517
土地再評価差額金	
前期末残高	1,599
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 35
当期変動額合計	△ 35
当期末残高	1,563
評価・換算差額等合計	
前期末残高	1,827
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,781
当期変動額合計	△ 1,781
当期末残高	46
純資産合計	
前期末残高	21,664
当期変動額	
剰余金の配当	△ 378
当期純損失	△ 6,829
自己株式の取得	△ 1
土地再評価差額金の取崩	35
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,781
当期変動額合計	△ 8,955
当期末残高	12,708

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,539百万円であります。

（追加情報）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下、「大震災」という。）の影響により、多くの債務者について、連絡がとれない、あるいはその実態把握や担保物件の確認等が一時的に困難な状況となっております。そのような債務者に係る債権に関しましては、期末日まで把握している情報に基づき自己査定を行っております。また、一時的に再評価・実査が困難な担保物件は、期末日まで把握している評価額またはそれから推定毀損額を控除した評価額で自己査定を行っております。

以上の自己査定に基づいて、破綻先・実質破綻先・破綻懸念先以外に係る債権については、地域等に基づいて被害が甚大と想定される債務者に係る債権及びそれ以外の債権にグループピングを行い、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に将来の損失発生見込に係る一定の修正を加えたグループ毎の予想損失率に基づき貸倒引当金を計上しております。

- (2) 投資損失引当金
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- (3) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理
(会計基準変更時差異の償却期間)
なお、会計基準変更時差異（2,385百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
- (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。
7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
(1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常損失は1百万円、税引前当期純損失は26百万円増加しております。

追加情報

（役員退職慰労引当金）

当行は、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成22年6月29日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議したため、当事業年度において打ち切り支給分の役員退職慰労引当金116百万円を取崩し、「その他の負債」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 359百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,237百万円、延滞債権額は17,656百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は140百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は127百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,162百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,209百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証券80,787百万円、現金預け金0百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。また、その他資産のうち敷金保証金は395百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、131,798百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が131,798百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,377百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 5,196百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 322百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,260百万円であります。

14. 1株当たりの純資産額 1,679円31銭
15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 9百万円
16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及び車両については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
17. 関係会社に対する金銭債権総額 3,676百万円
18. 関係会社に対する金銭債務総額 136百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- 資金運用取引に係る収益総額 127百万円
- 役員取引等に係る収益総額 5百万円
- その他業務・その他経常取引に係る収益総額 11百万円
- 関係会社との取引による費用
- 資金調達取引に係る費用総額 0百万円
- その他業務・その他経常取引に係る費用総額 464百万円

2. 関連当事者との取引
役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む)	三井環境株式会社	宮城県仙台市宮城野区	10	古物売買・解体工事業	—	金銭貸借関係	貸付金の返済	4	証書貸付	23
							当座貸越	極度額 20	当座貸越	18
							利息の受取	0		
	株式会社フロムファースト	宮城県仙台市泉区	10	建築工事業	(被所有)直接0.0	金銭貸借関係	資金の貸付	30	証書貸付	29
							貸付金の返済	19		
							当座貸越	極度額 20	当座貸越	15
							利息の受取	0		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当行役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。
2. 融資取引につきましては、一般の貸出金と同様であります。

3. 1株当たり当期純損失金額 902円34銭

4. 固定資産処分損
固定資産処分損240百万円のうち、「大震災」の影響による計上額は161百万円であります。

5. 減損損失
当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

項番	地域	用途	種類	減損損失額
1	東京都中央区	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	18
2	宮城県柴田郡	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	4
3	宮城県牡鹿郡	営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	18
4	宮城県本吉郡	営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	24
5		営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	0
6	宮城県気仙沼市	営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	37
7	宮城県石巻市	営業用店舗	土地	8

上記の資産のうち、項番1については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと、項番2～7については、「大震災」の影響により処分を予定していること(項番2)、及び使用不能の状態となり、将来の使用開始の目的が立っていないこと(項番3～7)から、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、当行の管理会計上の最小区分(営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位、共用資産は銀行全体としてグルーピング)で行っております。

なお、処分予定資産及び使用不能資産については、個々の資産単位でグルーピングを行っております。
また、当該資産グループの回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、当行の担保評価基準に基づいた合理的な価額等に基づき行っております。

6. 貸倒引当金繰入額

特別損失における貸倒引当金繰入額は、「大震災」の影響による追加計上額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数	摘要
自 己 株 式					
普 通 株 式	22	1	—	23	(注)
合 計	22	1	—	23	

(注) 当事業年度における増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成23年 3月31日現在）

該当ございません。

2. 満期保有目的の債券（平成23年 3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	700	704	4
	そ の 他	5,491	6,145	654
	小 計	6,191	6,849	658
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	560	550	△9
	そ の 他	16,000	11,712	△4,287
	小 計	16,560	12,263	△4,296
合 計		22,751	19,112	△3,638

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年 3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	359
合 計	359

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	732	507	225
	債 券	133,494	130,658	2,835
	国 債	51,068	49,358	1,710
	地 方 債	21,529	21,126	403
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	60,895	60,174	721
	そ の 他	1,015	928	86
	小 計	135,242	132,095	3,147
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	7,652	10,994	△3,342
	債 券	61,714	62,145	△430
	国 債	3,969	3,986	△17
	地 方 債	27,913	28,135	△221
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	29,831	30,023	△192
	そ の 他	3,366	4,257	△891
	小 計	72,732	77,397	△4,664
合 計		207,975	209,493	△1,517

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株 式	411
合 計	411

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ1,481百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当ございません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売 却 額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	393	36	28
債 券	33,759	397	37
国 債	8,701	186	—
地 方 債	9,716	34	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	15,341	176	37
そ の 他	1,106	1	45
合 計	35,260	435	111

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ございません。

8. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、2,458百万円（うち、株式811百万円、その他の証券1,647百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価が取得原価と比べて50%以上下落している場合は、全銘柄を著しい下落と判定し、30%以上50%未満下落している場合は、価格の回復可能性及び発行会社の信用リスク等を勘案し判定しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）
該当ございません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）
該当ございません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年3月31日現在）
該当ございません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,402百万円
有価証券償却	1,819
税務上の繰越欠損金	1,106
その他有価証券評価差額金	616
減損損失及び減価償却超過額	194
投資損失引当金	54
偶発損失引当金	51
その他	272
繰延税金資産小計	7,518
評価性引当額	△6,391
繰延税金資産合計	1,127
繰延税金負債	
前払年金費用	△147
その他	△4
繰延税金負債合計	△152
繰延税金資産の純額	974百万円

（重要な後発事象）

（連結子会社の吸収合併）

平成22年6月29日開催の第89回定時株主総会において、関係官庁の許認可を得られることを条件として、平成23年4月1日を合併期日として当行100%連結子会社である仙銀カード株式会社を当行に吸収合併することを決定しました。

その後、平成23年2月1日付で関係当局の認可を取得し、当初の予定どおり平成23年4月1日を効力発生日として吸収合併を実施しました。

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要
 - (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容
 - ① 結合企業 名称 株式会社仙台銀行（当行）
 - ② 被結合企業 名称 仙銀カード株式会社 事業の内容 クレジットカード業務
 - (2) 企業結合の法的形式
株式会社仙台銀行を存続会社、仙銀カード株式会社を消滅会社とする吸収合併
 - (3) 結合後企業の名称
株式会社仙台銀行

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当行と仙銀カード株式会社において重複しているクレジットカード業務を当行に集約することにより、当行グループ全体のクレジットカード業務の営業力強化と効率化を図ります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

(金融機能強化法に基づく公的資金の申請検討開始)

平成23年4月11日開催の取締役会において、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）」に基づく国の資本参加の申請（以下、「公的資金の申請」という。）に向けた検討を開始することを決定いたしました。

1. 公的資金の申請を検討する理由

平成23年3月11日に発生いたしました「大震災」により、当行が営業基盤としております宮城県においては、過去にない規模の甚大な被害がもたらされました。

当行は、今後、被災された中小企業等のお客様に対し十分な金融仲介機能を提供し、大震災復興に向けた取組みに対する支援に積極的に取り組んでいくことが、地域に根ざした金融機関としての大きな責務であると認識しております。

かかる責務を万全の体勢で果たす見地から、自らの資本基盤の更なる強化が重要であると考え、金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に向けて検討を開始することといたしました。

2. 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金払い込みの時期等については、今般の「大震災」による影響等を慎重に見極めた上で決定してまいります。

(経営統合の延期)

当行と株式会社きらやか銀行は、平成22年10月26日付で「経営統合の検討開始に関する基本合意書」を締結し、平成23年10月を目処に共同して持株会社を設立する方式により経営統合を行うこと（以下、「本件経営統合」という。）を目指した協議を行ってまいりましたが、平成23年4月11日の両行取締役会において、本件経営統合を暫時延期することを決定いたしました。

1. 本件経営統合延期の理由

平成23年3月11日に発生いたしました「大震災」により、両行が営業基盤としております東北地方においては、過去にない規模の甚大な被害がもたらされました。

このような状況下において、ともに地域に深く根ざす金融機関として、今般の「大震災」による被害からの復興に向け、地域経済に対する支援を最優先し、全力を尽くす必要があると考え、かかる必要性に照らし本件経営統合のスケジュールにつき両行間で協議を行った結果、本年10月に予定していた経営統合の時期を暫時延期することが妥当であるとの合意に至ったものです。

2. 延期後の本件経営統合について

延期後の経営統合の時期につきましては、平成24年度中の可能な限り早い時期を目処としております。

なお、大震災復興支援の観点から両行で協力して対応できるものについては、経営統合に先行して、業務提携等の形態を通じて前倒しで実施していくことも検討してまいります。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社及び子法人等 2社
会社名 仙銀ビジネス株式会社
 仙銀カード株式会社
- ②非連結の子会社及び子法人等
該当ございません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ございません。
- ②持分法適用の関連法人等
該当ございません。
- ③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ございません。
- ④持分法非適用の関連法人等
該当ございません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- ①連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 2社
- ②連結される子会社及び子法人等については、決算日の計算書類により連結しております。

平成23年 3月31日現在

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	49,807	預 渡 性 預 金	727,442
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	15,000	借 用 金	40,600
買 入 金 銭 債 権	28	外 国 為 替	9,007
有 価 証 券	231,137	そ の 他 の 負 債	0
貸 出 金	487,018	退 職 給 付 引 当 金	2,616
外 国 為 替	173	利 息 返 還 損 失 引 当 金	97
そ の 他 資 産	3,708	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	7
有 形 固 定 資 産	12,164	偶 発 損 失 引 当 金	75
建 物	2,995	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	126
土 地	7,999	支 払 承 諾	1,830
リ ー ス 資 産	33	負 債 の 部 合 計	1,967
建 設 仮 勘 定	110	(純 資 産 の 部)	783,771
その他の有形固定資産	1,024	資 本 金	7,485
無 形 固 定 資 産	307	資 本 剰 余 金	5,875
ソ フ ト ウ ェ ア	248	利 益 剰 余 金	△ 1,947
その他の無形固定資産	58	自 己 株 式	△ 64
繰 延 税 金 資 産	1,461	株 主 資 本 合 計	11,347
支 払 承 諾 見 返	1,967	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,517
貸 倒 引 当 金	△ 6,865	土 地 再 評 価 差 額 金	2,306
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	789
資 産 の 部 合 計	795,908	純 資 産 の 部 合 計	12,137
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	795,908

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		15,721
資金運用収益	12,736	
貸出金利息	10,362	
有価証券利息配当金	2,302	
コールローン利息及び買入手形利息	69	
預け金利息	1	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	2,169	
その他業務収益	517	
その他経常収益	298	
経 常 費 用		17,129
資金調達費用	1,337	
預金利息	859	
譲渡性預金利息	70	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借用金利息	218	
その他の支払利息	189	
役務取引等費用	1,358	
その他業務費用	2,101	
営業経費	10,767	
その他経常費用	1,563	
貸倒引当金繰入額	491	
その他の経常費用	1,072	
経 常 損 失		1,408
特 別 利 益		90
固定資産処分益	20	
償却債権取立益	49	
偶発損失引当金戻入益	13	
その他の特別利益	8	
特 別 損 失		3,413
固定資産処分損	278	
減損損失	213	
貸倒引当金繰入額	2,898	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	23	
税金等調整前当期純損失		4,730
法人税、住民税及び事業税	27	
法人税等調整額	1,981	
法人税等合計		2,009
当 期 純 損 失		6,739

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	7,485
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	7,485
資本剰余金	
前期末残高	5,875
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	5,875
利益剰余金	
前期末残高	5,076
当期変動額	
剰余金の配当	△ 378
当期純損失	△ 6,739
土地再評価差額金の取崩	93
当期変動額合計	△ 7,024
当期末残高	△ 1,947
自己株式	
前期末残高	△ 63
当期変動額	
自己株式の取得	△ 1
当期変動額合計	△ 1
当期末残高	△ 64
株主資本合計	
前期末残高	18,373
当期変動額	
剰余金の配当	△ 378
当期純損失	△ 6,739
自己株式の取得	△ 1
土地再評価差額金の取崩	93
当期変動額合計	△ 7,025
当期末残高	11,347

(単位：百万円)

科 目	金 額
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	228
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,746
当期変動額合計	△ 1,746
当期末残高	△ 1,517
土地再評価差額金	
前期末残高	2,400
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 93
当期変動額合計	△ 93
当期末残高	2,306
その他の包括利益累計額合計	
前期末残高	2,629
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,840
当期変動額合計	△ 1,840
当期末残高	789
純資産合計	
前期末残高	21,003
当期変動額	
剰余金の配当	△ 378
当期純損失	△ 6,739
自己株式の取得	△ 1
土地再評価差額金の取崩	93
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,840
当期変動額合計	△ 8,866
当期末残高	12,137

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行並びに連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,539百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

（追加情報）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下、「大震災」という。）の影響により、多くの債務者について、連絡がとれない、あるいはその実態把握や担保物件の確認等が一時的に困難な状況となっております。そのような債務者に係る債権に関しましては、期末日までに把握している情報に基づき自己査定を行っております。また、一時的に再評価・実査が困難な担保物件は、期末日までに把握している評価額またはそれから推定毀損額を控除した評価額で自己査定を行っております。

以上の自己査定に基づいて、当行の破綻先・実質破綻先・破綻懸念先以外に係る債権については、地域等に基づいて被害が甚大と想定される債務者に係る債権及びそれ以外の債権にグルーピングを行い、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に将来の損失発生見込に係る一定の修正を加えたグループ毎の予想損失率に基づき貸倒引当金を計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理
なお、会計基準変更時差異（2,385百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
8. 利息返還損失引当金の計上基準
利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
10. 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。
11. 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
なお、連結子会社の外貨建資産・負債はございません。
12. リース取引の処理方法
当行並びに連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 重要なヘッジ会計の方法
(1) 金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。
(2) 為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
なお、連結子会社はヘッジ会計を適用しておりません。
14. 消費税等の会計処理
当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当連結会計年度から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常損失は1百万円、税金等調整前当期純損失は26百万円増加しております。

追加情報

（役員退職慰労引当金）

当行は、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成22年6月29日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議したため、当連結会計年度において打ち切り支給分の役員退職慰労引当金116百万円を取崩し、「その他負債」に含めて表示しております。

表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成23年3月25日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,237百万円、延滞債権額は17,766百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は140百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は162百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,306百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,209百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。
日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証券80,787百万円、現金預け金0百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。また、その他資産のうち敷金保証金は220百万円であります。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、135,859百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が131,040百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日
平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額

- と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,126百万円
9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,982百万円
 10. 有形固定資産の圧縮記帳額 322百万円
 11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。
 12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,260百万円であります。
 13. 1株当たりの純資産額 1,603円77銭
 14. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 9百万円
 15. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及び車両については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
 16. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△4,819百万円
年金資産（時価）	4,435
未積立退職給付債務	△384
会計基準変更時差異の未処理額	636
未認識数理計算上の差異	14
連結貸借対照表計上額の純額	266
前払年金費用	363
退職給付引当金	△97

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、株式等償却819百万円及び貸出金償却16百万円が含まれております。
2. 1株当たり当期純損失金額 890円52銭
3. 固定資産処分損
固定資産処分損278百万円のうち、「大震災」の影響による計上額は174百万円であります。
4. 減損損失
当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

（単位：百万円）

項番	地 域	用 途	種 類	減損損失額
1	東京都中央区	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	18
2	宮城県仙台市宮城野区	営業用店舗	土地	100
3	宮城県柴田郡	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	4
4	宮城県牡鹿郡	営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	18
5	宮城県本吉郡	営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	24
6		営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	0
7	宮城県気仙沼市	営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	37
8	宮城県石巻市	営業用店舗	土地	8

上記の資産のうち、項番1については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと、項番2～8については、「大震災」の影響により処分を予定していること（項番2、3）、及び使用不能の状態となり、将来の使用開始の目途が立っていないこと（項番4～8）から、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、当行及び銀行業務を行う子会社については、当行の管理会計上の最小区分（営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位、共用資産は銀行全体としてグルーピング）で行っており、それ以外の子会社については、個社別にグルーピングを行っております。

なお、処分予定資産及び使用不能資産については、個々の資産単位でグルーピングを行っております。

また、当該資産グループの回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、当行の担保評価基準に基づいた合理的な価額等に基づき行っております。

5. 貸倒引当金繰入額
特別損失における貸倒引当金繰入額は、「大震災」の影響による追加計上額であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,591	—	—	7,591	
合計	7,591	—	—	7,591	
自己株式					
普通株式	22	1	—	23	(注)
合計	22	1	—	23	

(注) 当連結会計年度における増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	378百万円	50円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
該当ございません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（以下、「当行」と総称。）は、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

主に個人・法人及び地方公共団体等を中心としたお客様からの預金等を受け入れ、中小企業向け及び地方公共団体向け貸出や住宅ローン等で貸出し、また、有価証券で運用しております。貸出金については、特定の取引先や特定先のグループ、特定の業種等へ与信が集中することのないように小口分散化し、集中リスクを排除しております。また、有価証券については、株式のほか、国債や地方債、公社公団債及び格付の高い事業債等、安全性の高い金融資産で運用しております。主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しており、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。デリバティブは、ヘッジを目的としたデリバティブ取引のほかに、運用として複合金融商品を保有しており、また保有株式を基にした株券オプション取引を行っておりますが、原則として投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として宮城県内の法人・個人及び地方公共団体等に対する貸出金であり、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的、政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい債務担保証券（償還期限平成29年）413百万円が含まれております。

デリバティブ取引に関するリスクは、市場の変化によって発生する市場リスクと取引相手の信用リスクがありますが、デリバティブ取引は主にヘッジ目的として行っており、過大なリスクの発生は回避しております。

当行では、ALMの一環でデリバティブ取引として金利スワップ取引を行っており、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融資産及び負債に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用し、金利スワップの特例処理を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」をはじめ、当行で定める信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、企業再生支援への取組み、問題債権の管理など、信用リスク管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか信用リスク管理の主管部署である融資部により行われ、定期的に経営委員会及び取締役会を開催し、信用リスク管理状況等について審議・報告を行っております。

② 市場リスクの管理

当行では、市場リスクのリスク管理主管部署を市場関連業務の運営部門から独立したリスク統括部とし、市場関連業務のミドル・オフィスの機能を果たすこととし、また、市場関連業務の運営部門については、フロント・オフィスである市場運用部市場運用課とバック・オフィスである市場運用部証券管理課を部内において分離した組織体制とし相互牽制機能を果たす体制としております。

(i) 金利リスクの管理

当行は、取締役会において決定した「市場リスク管理方針」に基づき、「市場リスク管理規程」において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、アウトライヤー基準の金利リスクやVaR及び金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及び経営委員会に報告しております。なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップ等を利用しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、取締役会において決定した「市場リスク管理方針」に基づき、「有価証券業務施策」に従って行っております。市場運用部では、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は、ALM委員会及び経営委員会に定期的に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

当行のデリバティブ取引は主にヘッジ目的で行っており、過大なリスクの発生は回避しております。

また、取引に関しては、約定を行うフロント・オフィスと勘定処理や照合等を行うバック・オフィスに分離することにより、相互牽制が働く体制としております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、市場リスクの影響をうける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」です。

当行では、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は1年、保有期間は上場株式・国債・地方債・社債・投資信託は1ヶ月、外国証券・預金・貸出金・金利スワップ・その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、定量分析を行っております。

当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。

なお、上記のほか、市場信用リスク等については、近似的解析法等の方法によりリスク量を補完しております。

平成23年3月31日において、当該リスク量の大きさは4,472百万円になります。

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで、保有期間1ヶ月・6ヶ月VaR（信頼区間は99%）を用いてバックテストを行った結果、超過回数は6回であり、使用するモデルは十分な精度があると考えております。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき市場運用部が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することなど、日々資金繰り管理や資金調達の状況を監視し、その監視状況をALM委員会及び経営委員会に報告する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません。(注2参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	49,807	49,807	—
(2) コールローン及び買入手形	15,000	15,000	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	22,751	19,112	△3,638
その他有価証券	207,975	207,975	—
(4) 貸出金	487,018		
貸倒引当金(※1)	△6,769		
	480,248	486,508	6,260
資産計	775,781	778,403	2,622
(1) 預金	727,442	728,063	621
(2) 譲渡性預金	40,600	40,600	—
(3) 借入金	9,007	9,165	158
負債計	777,049	777,829	779

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関及びブローカーから提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。

変動利付国債の時価については、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金は、取引金融機関及びブローカーから提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日現在における連結貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、店頭表示金利を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当行の格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、劣後ローンについては、当行が発行した場合に付与される劣後債の格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※１）	411
合 計	411

(※１) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

該当ございません。

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	700	704	4
	そ の 他	5,491	6,145	654
	小 計	6,191	6,849	658
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	560	550	△9
	そ の 他	16,000	11,712	△4,287
	小 計	16,560	12,263	△4,296
合 計		22,751	19,112	△3,638

3. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株 式	732	507	225
	債 券	133,494	130,658	2,835
	国 債	51,068	49,358	1,710
	地 方 債	21,529	21,126	403
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	60,895	60,174	721
	そ の 他	1,015	928	86
	小 計	135,242	132,095	3,147
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株 式	7,652	10,994	△3,342
	債 券	61,714	62,145	△430
	国 債	3,969	3,986	△17
	地 方 債	27,913	28,135	△221
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	29,831	30,023	△192
	そ の 他	3,366	4,257	△891
	小 計	72,732	77,397	△4,664
合 計		207,975	209,493	△1,517

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ1,481百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当ございません。
5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	393	36	28
債 券	33,759	397	37
国 債	8,701	186	—
地 方 債	9,716	34	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	15,341	176	37
そ の 他	1,106	1	45
合 計	35,260	435	111

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ございません。

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、2,458百万円（うち、株式811百万円、その他の証券1,647百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結会計年度末における時価が取得原価と比べて50%以上下落している場合は、全銘柄を著しい下落と判定し、30%以上50%未満下落している場合は、価格の回復可能性及び発行会社の信用リスク等を勘案し判定しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）
該当ございません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）
該当ございません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年3月31日現在）
該当ございません。

（重要な後発事象）

（連結子会社の吸収合併）

平成22年6月29日開催の当行の第89回定時株主総会において、関係官庁の許認可を得られることを条件として、平成23年4月1日を合併期日として当行100%連結子会社である仙銀カード株式会社を当行に吸収合併することを決定しました。

その後、平成23年2月1日付で関係当局の認可を取得し、当初の予定どおり平成23年4月1日を効力発生日として吸収合併を実施しました。

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要
 - (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容
 - ① 結合企業 名称 株式会社仙台銀行（当行）
 - ② 被結合企業 名称 仙銀カード株式会社 事業の内容 クレジットカード業務
 - (2) 企業結合の法的形式
株式会社仙台銀行を存続会社、仙銀カード株式会社を消滅会社とする吸収合併
 - (3) 結合後企業の名称
株式会社仙台銀行

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当行と仙銀カード株式会社において重複しているクレジットカード業務を当行に集約することにより、当行グループ全体のクレジットカード業務の営業力強化と効率化を図ります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

（金融機能強化法に基づく公的資金の申請検討開始）

平成23年4月11日開催の当行の取締役会において、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）」に基づく国の資本参加の申請（以下、「公的資金の申請」という。）に向けた検討を開始することを決定いたしました。

1. 公的資金の申請を検討する理由

平成23年3月11日に発生いたしました「大震災」により、当行が営業基盤としております宮城県においては、過去にない規模の甚大な被害がもたらされました。

当行は、今後、被災された中小企業等のお客様に対し十分な金融仲介機能を提供し、大震災復興に向けた取組みに対する支援に積極的に取り組んでいくことが、地域に根ざした金融機関としての大きな責務であると認識しております。

かかる責務を万全の体勢で果たす見地から、自らの資本基盤の更なる強化が重要であると考え、金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に向けて検討を開始することといたしました。

2. 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金払い込みの時期等については、今般の「大震災」による影響等を慎重に見極めた上で決定してまいります。

（経営統合の延期）

当行と株式会社きらやか銀行は、平成22年10月26日付で「経営統合の検討開始に関する基本合意書」を締結し、平成23年10月を目処に共同して持株会社を設立する方式により経営統合を行うこと（以下、「本件経営統合」という。）を目指した協議を行ってまいりましたが、平成23年4月11日の両行取締役会において、本件経営統合を暫時延期することを決定いたしました。

1. 本件経営統合延期の理由

平成23年3月11日に発生いたしました「大震災」により、両行が営業基盤としております東北地方においては、過去にない規模の甚大な被害がもたらされました。

このような状況下において、ともに地域に深く根ざす金融機関として、今般の「大震災」による被害からの復興に向け、地域経済に対する支援を最優先し、全力を尽くす必要があると考え、かかる必要性に照らし本件経営統合のスケジュールにつき両行間で協議を行った結果、本年10月に予定していた経営統合の時期を暫時延期することが妥当であるとの合意に至ったものです。

2. 延期後の本件経営統合について

延期後の経営統合の時期につきましては、平成24年度中の可能な限り早い時期を目処としております。

なお、大震災復興支援の観点から両行で協力して対応できるものについては、経営統合に先行して、業務提携等の形態を通じて前倒しで実施していくことも検討してまいります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年3月31日	平成23年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	7,485	7,485
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	5,875	5,875
	利益剰余金	5,076	△1,947
	自己株式(△)	△63	△64
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	△378	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	17,995	11,347
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	17,995	11,347
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,933	1,862
	一般貸倒引当金	1,302	3,673
	負債性資本調達手段等	6,200	5,600
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	6,200	5,600
	計	9,436	11,135
	うち自己資本への算入額 (B)	9,436	9,352

控除項目	控除項目(注4)	(C)	330	330
自己資本額	(A)+(B)-(C)	(D)	27,101	20,370
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目		286,629	274,053
	オフ・バランス取引等項目		5,061	4,574
	信用リスク・アセットの額	(E)	291,691	278,627
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)	(F)	24,824	23,893
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	1,985	1,911
	計(E)+(F)	(H)	316,515	302,521
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)			8.56	6.73
(参考)Tier1比率=A/H×100(%)			5.68	3.75

(注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年 3 月31日	平成23年 3 月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	7,485	7,485
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	5,875	5,875
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	1,609	1,609
	その他利益剰余金	4,929	△2,242
	その他	—	—
	自己株式(△)	△63	△64
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	△378	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	19,458	12,662
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	19,458	12,662
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,315	1,288
	一般貸倒引当金	1,249	3,733
	負債性資本調達手段等	6,200	5,600
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	6,200	5,600
	計	8,764	10,621
	うち自己資本への算入額 (B)	8,764	8,770
控除項目	控除項目(注4) (C)	330	330
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	27,892	21,102
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	287,040	274,573
	オフ・バランス取引等項目	3,316	2,767
	信用リスク・アセットの額 (E)	290,357	277,341
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	24,625	23,738
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,970	1,899
	計(E)+(F) (H)	314,982	301,079
単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)		8.85	7.00
(参考)Tier 1 比率 = A/H×100(%)		6.17	4.20

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

店名 998 全店計

総勘定元帳 (貸借対照表)

平成23年07月31日

(日)

勘定科目	科目コード	細目		平成23年7月31日	備考	勘定科目	科目コード	細目		平成23年7月31日	備考
現金・預け金	1080001	00		48,996,801,170		預金	2041001	00		824,781,307,843	
現金	1004003	00		12,147,182,787		(実質預金)	2043009	00		824,411,966,001	
(うち切手・手形)	1004511	00		369,341,842		当座預金	2009000	00		15,211,752,287	
外国通貨	1006001	00		3,950,086		普通預金	2011003	00		421,392,377,161	
預け金	1020004	00		34,845,668,297		貯蓄預金	2012007	00		10,289,593,508	
(有利息預け金)	1060514	00		3,810,911,483		通知預金	2013001	00		782,029,283	
(無利息預け金)	1060521	00		31,034,756,814		定期預金	2040008	00		368,269,472,465	
コール・ローン	1105009	00		145,000,000,000		定期預金	2017005	00		4,800,927,000	
買現先勘定	1459002	00		0		別段預金	2019002	00		3,642,886,812	
買入手形	1120006	00		0		納税準備預金	2021006	00		224,523,735	
買入金銭債権	1126008	00		912,726,649		非居住者円預金	2027008	00		167,745,592	
商品有価証券	1190005	00		0		外貨預金	2033006	00		102,330,000,000	
金銭の信託	1195003	00		0		譲渡性預金	2047003	00		0	
有価証券	1180002	00		264,253,523,318		コール・マネー	2105007	00		0	
貸出金	1296009	00		493,351,263,271		売現先勘定	2106001	00		0	
割引手形	1209005	00		3,156,420,773		売渡手形	2107004	00		0	
貸付金	1286006	00		490,194,842,498		借用金	2280002	00		8,705,202,000	
手形貸付	1222005	00		17,941,589,486		外国為替	2360009	00		389,914	
証書貸付	1232008	00		440,624,891,095		転換社債	2290005	00		0	
当座貸越	1246005	00		31,628,361,917		その他負債	2580008	00		7,645,060,905	
外貨貸付	1290007	00		0		未決済為替借	2380004	00		0	
外国為替	1360001	00		180,017,621		未払法人税等	2410007	00		2,500	
その他資産	1490001	00		4,241,212,098		未払費用	2400004	00		0	
未決済為替貸	1402003	00		0		前受収益	2470003	00		212,895,397	
前払費用	1418008	00		0		従業員預り金	2370001	00		2,350,892	
未収収益	1420001	00		0		給付補填備金	2491002	00		0	
未収収益	1436006	00		0		先物取引受入証拠金	2503007	00		0	
未収外国為替利息等	1431008	00		0		先物取引差金勘定	2498008	00		0	
先物取引差入証拠金	1445005	00		0		有価証券関連その他負債	2561006	00		6,597,496,623	
先物取引差金勘定	1467008	00		0		代理店借	2560002	00		40,285,510	
有価証券関連その他資産	1470005	00		0		未払配当金	2504001	00		4,464,380	
代理店貸	1440007	00		0		未払送金為替	2508005	00		630	
仮払金	1458009	00		2,409,542,920		預金利子税等預り金	2518008	00		28,611,139	
繰延資産	1460002	00		0		仮受金	2528001	00		409,972,880	
外国為替換算差金	1461006	00		0		外国為替換算差金	2529004	00		0	
出資金	1462000	00		423,118,909		未払事業所税	2409007	00		0	
その他資産	1478004	00		1,408,550,269		リース債務	2574000	00		34,097,150	
有形固定資産	1590002	00		10,184,795,908		資産除去債務	2576007	00		36,318,220	
建物	1508007	00		2,656,066,457		その他の負債	2570005	00		278,565,584	
土地	1530006	00		6,155,488,271		商法上の引当金	2645007	00		164,462,198	
建設仮勘定	1560004	00		232,548,120		その他の引当金	2650001	00		7,153,859	
有形リース資産	1561008	00		36,268,704		特別法上の引当金	2690002	00		0	
その他の有形固定資産	1548008	00		1,104,424,356		繰延税金負債	2712000	00		152,225,495	
無形固定資産	1900005	00		346,721,187		再評価に係る繰延税金負債	2711006	00		1,299,798,245	
ソフトウェア	1901009	00		288,018,996		負ののれん	2714007	00		0	
無形リース資産	1904000	00		0		支払承諾	2707005	00		3,121,609,362	
のれん	1902002	00		0		本支店勘定	2801005	00		431,285,730,820	
その他の無形固定資産	1903006	00		58,702,191		損益	2901007	00		0	
繰延税金資産	1582007	00		1,127,204,554		負債勘定合計	2990008	00		1,379,492,940,641	
再評価に係る繰延税金資産	1581003	00		0		株主資本	3000005	00		12,662,056,098	
支払承諾戻返	1607005	00		3,121,609,362		評価・換算差額等	3100007	00		1,563,875,019	
貸倒引当金	1610002	00		-6,980,381,592		新株予約権	3300001	00		0	
投資損失引当金	1620005	00		0		純資産勘定合計	3590009	00		14,225,931,117	
本支店勘定	1701005	00		431,285,730,820		負債勘定・純資産勘定合計	2900003	00		1,393,718,871,758	
損益	1801007	00		0		利益勘定計	3690001	00		8,618,238,896	
資産勘定合計	1990000	00		1,394,020,724,366		当期純利益	3790002	00		301,852,608	
損失勘定計	1991003	00		8,316,386,288		合計	7707070	△		1,402,337,110,654	
合計	7707070	△		1,402,337,110,654							

N005 # 印は、内訳科目有りを示す。*は、細目有りを示す。

総勘定元帳 (損益計算書)

店名 998 全店計

平成23年07月31日

(日)

勘定科目	科目コード	細目	勘定科目	科目コード	細目	平成23年07月31日	備考	勘定科目	科目コード	細目	平成23年07月31日	備考
経常費用	4003004	00	経常収益	5001005	00	978,175,923		経常収益	5001005	00	4,808,120,825	
資金調達費用	4004008	00	資金運用収益	5002009	00	381,405,650		資金運用収益	5002009	00	4,037,379,756	
給付補填備金繰入	4002001	00	割引料	5003002	00	947,198		割引料	5003002	00	31,750,530	
預金利息	4005001	00	貸付金利息	5005000	00	173,209,424		貸付金利息	5005000	00	3,192,726,426	
譲渡性預金利息	4007009	00	有価証券利息配当金	5015002	00	12,548,499		有価証券利息配当金	5015002	00	736,013,049	
コール・マナー利息	4013007	00	商品有価証券利息	5016006	00	31,230		商品有価証券利息	5016006	00	1,582	
売現先利息	4011000	00	コール・ローン利息	5011008	00	0		コール・ローン利息	5011008	00	30,887,661	
売渡手形利息	4015004	00	買現先利息	5012001	00	0		買現先利息	5012001	00	0	
信用金利息	4010006	00	買入手形利息	5013005	00	93,299,978		買入手形利息	5013005	00	0	
転換社債利息	4016008	00	預け金利息	5017000	00	0		預け金利息	5017000	00	11,136,689	
金利スワップ支払利息	4014001	00	金利スワップ受入利息	5020007	00	76,497,260		金利スワップ受入利息	5020007	00	7,112,167	
その他の支払利息	4017001	00	その他の受入利息	5023008	00	987,539		その他の受入利息	5023008	00	27,718,944	
戻割引料	4018005	00	給付補填備金戻入	5074005	00	17,812		給付補填備金戻入	5074005	00	32,708	
戻賃付金利息	4022006	00				23,866,710						
役務取引等費用	4020009	00	役務取引等収益	5080003	00	455,281,539		役務取引等収益	5080003	00	738,870,055	
為替支払手数料	4019009	00	為替受入手数料	5088002	00	49,653,904		為替受入手数料	5088002	00	282,554,727	
その他の役務費用	4021002	00	その他の役務収益	5084008	00	405,627,635		その他の役務収益	5084008	00	456,315,328	
その他業務費用	4029001	00	その他業務収益	5030000	00	141,488,734		その他業務収益	5030000	00	31,871,014	
外国為替売買損	4025007	00	外国為替売買益	5033001	00	0		外国為替売買益	5033001	00	873,093	
商品有価証券売却損	4064004	00	商品有価証券売却益	5042000	00	0		商品有価証券売却益	5042000	00	157,800	
商品有価証券償還損	4068001	00	商品有価証券償還益	5044007	00	0		商品有価証券償還益	5044007	00	0	
商品有価証券償却	4068009	00	国債等債券売却益	5041006	00	0		国債等債券売却益	5041006	00	30,840,121	
国債等債券売却損	4063001	00	国債等債券償還益	5043003	00	141,630,114		国債等債券償還益	5043003	00	0	
国債等債券償還損	4065008	00	金融派生商品収益	5038009	00	622,010		金融派生商品収益	5038009	00	0	
国債等債券償却	4067005	00	その他の業務収益	5040002	00	0		その他の業務収益	5040002	00	0	
金融派生商品費用	4074007	00				0						
その他の業務費用	4076004	00				-763,390						
営業経費	4028008	00				3,595,015,785		その他経常収益	5060008	00	51,204,980	
人件費	4031005	00				1,657,016,014		貸倒引当金戻入額	5062005	00	0	
物件費	4058006	00				1,759,795,723		株式等売却益	5046004	00	0	
事務費	4059000	00				1,046,082,869		金銭の信託運用益	5021001	00	0	
福利厚生費	4055005	00				15,440,904		その他の経常収益	5034004	00	51,204,980	
預金保険料	4057002	00				309,465,500		土地建物買賃料	5035008	00	15,881,308	
土地建物賃借料	4047000	00				207,862,287		雑収入	5036001	00	22,184,163	
機械賃借料	4049007	00				17,422,558		雑益	5039002	00	13,139,509	
営繕費	4051001	00				20,670,775		本支店勘定利息	5103004	00	2,564,710,977	
保守管理費	4053008	00				122,001,748		未払費用戻入	5078000	00	1,186,458,912	
損害保険料	4053030	00				20,869,082		前払費用戻入	5094001	00	0	
有形無形固定資産償却	4045002	00				0		経常収益計	5099009	00	8,610,495,694	
税金	4061003	00				178,204,048		特別利益	5097001	00	7,743,202	
その他経常費用	4026001	00				119,190,555						
貸倒引当金繰入額	4027004	00				0		経常収益以外の利益計	5098005	00	7,743,202	
貸出金償却	4069002	00				0		収益勘定合計	5990002	00	8,618,238,896	
株式等売却損	4062007	00				-1,466,440						
株式等償却	4070002	00				-1,131,285		合計	5990002	00	8,618,238,896	
金銭の信託運用損	4089008	00				0						
その他の経常費用	4090008	00				121,788,280						
本支店勘定利息	4109008	00				2,564,710,977						
未収収益戻入	4105003	00				1,058,847,904						
前払収益戻入	4100005	00				0						
経常費用計	4078001	00				8,315,941,144						
(経常利益金)	4077008	00				294,554,550						
特別損失	4099001	00				447,059						
法人税・住民税及び事業税	4111001	00				-1,915						
法人税等調整額	4120001	00				0						
経常費用以外の損失計	4088004	00				445,144						
損失勘定合計	4890002	00				8,316,386,288						
当期純利益	4990004	00				301,852,608						
合計						8,618,238,896						

N008 # 印は、内訳科目有りを示す。*は、細目有りを示す。

平成24年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

平成23年8月5日

会 社 名 株式会社 仙 台 銀 行 URL <http://www.sendaibank.co.jp>

代 表 者（役職名） 取締役 頭 取（氏名） 三 井 精 一

問合せ先責任者（役職名） 取締役企画部長（氏名） 芳 賀 隆 之 TEL (022) 225-8241

四半期報告書提出予定日 — 配当支払開始予定日 —

四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有 特定取引勘定設置の有無 無

四半期決算説明会開催の有無 : 無

（百万円未満、小数点第1位未満は切捨て）

1. 平成24年3月期第1四半期の連結業績（平成23年4月1日～平成23年6月30日）

(1) 連結経営成績（累計）（％表示は対前年同四半期増減率）

	経常収益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	％	百万円	％	百万円	％
24年3月期第1四半期	3,611	△ 8.8	120	△ 40.6	139	15.6
23年3月期第1四半期	3,963	△ 10.3	203	△ 46.7	120	△ 48.0

（注）包括利益 24年3月期第1四半期 △649百万円（－％） 23年3月期第1四半期 △620百万円（－％）

	1株当たり 四半期純利益		潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益	
	円	銭	円	銭
24年3月期第1四半期	18	38	—	—
23年3月期第1四半期	15	88	—	—

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率(注)
	百万円	百万円	％
24年3月期第1四半期	960,514	11,486	1.1
23年3月期	795,908	12,137	1.5

（参考）自己資本 24年3月期第1四半期 11,486百万円 23年3月期 12,137百万円

（注）「自己資本比率」は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期 末	合 計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
23年3月期	—	0 00	—	0 00	0 00
24年3月期	—	—	—	—	—
24年3月期（予想）	—	0 00	—	—	—

（注）1. 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

2. 平成24年3月期の年間配当金につきましては、業績予想を未定とさせていただいていることから、現時点では未定としております。

3. 平成24年3月期の連結業績予想（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（％表示は、通期は対前期、第2四半期（累計）は対前年同四半期増減率）

	経常収益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益
	百万円	％	百万円	％	百万円	％	円 銭
第2四半期（累計）	—	—	—	—	—	—	— —
通 期	—	—	—	—	—	—	— —

（注）1. 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

2. 平成24年3月期の業績予想につきましては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、現時点において合理的な算定が困難であることから未定としております。今後、業績予想の算定が可能となった時点において、速やかに開示いたします。（詳細は、【添付資料】P.2「1. 当四半期決算に関する定性的情報（3）連結業績予想に関する定性的情報」をご覧ください。）

4. その他（詳細は、【添付資料】P.2「2. サマリー情報（その他）」に関する事項）をご覧ください。）

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 無
(連結の範囲の変更を伴う特定子会社の異動)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
② ①以外の会計方針の変更 : 無
③ 会計上の見積りの変更 : 無
④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数（普通株式）

- ① 期末発行済株式数（自己株式を含む）
② 期末自己株式数
③ 期中平均株式数（四半期累計）

24年3月期第1Q	7,591,100株	23年3月期	7,591,100株
24年3月期第1Q	23,809株	23年3月期	23,304株
24年3月期第1Q	7,567,569株	23年3月期第1Q	7,568,782株

※業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する事項は、当行が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は、様々な要因により大きく異なる可能性があります。

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 連結経営成績に関する定性的情報

当第1四半期の経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金が利回り低下により減少したことなどから、前年同期比3億52百万円減少の36億11百万円となりました。

経常費用は、預金利息が減少したことや経費全般の節減に取り組んだことなどから、前年同期比2億69百万円減少の34億90百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比82百万円減少の1億20百万円、四半期純利益は前年同期比18百万円増加の1億39百万円となりました。

(2) 連結財政状態に関する定性的情報

当第1四半期末の総資産は9,605億円、純資産は114億円となりました。

預金等残高は、個人預金、法人預金、公金預金がともに増加したことから、前連結会計年度末比1,587億円増加の9,267億円となりました。

貸出金残高は、中小企業向け貸出や大企業向け貸出が減少しましたが、地方公共団体向け貸出が増加したことから、前連結会計年度末比112億円増加の4,982億円となりました。

有価証券残高は、前連結会計年度末比67億円増加の2,378億円となりました。

(3) 連結業績予想に関する定性的情報

今般の大震災の影響は、平成23年3月期決算時点で想定した以上に長期間かつ広範囲に及ぶことが懸念されます。このため平成24年3月期第2四半期におきましては、現在進めております融資取引の実態把握や担保物件の確認作業の結果に、今後の大震災の影響等も加味したうえで自己査定を行い、適切な貸倒引当金を追加計上する見込みでございます。

また、当行保有有価証券のうち、価格が下落している有価証券につきましては、減損処理を行う見込みでございます。

なお、平成24年3月期第2四半期（累計）及び通期の業績予想につきましては、現在、確認・集計作業等を進めておりますことから、現時点において業績予想は未定とさせていただきます。

2. サマリー情報（その他）に関する事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動

該当事項はありません。

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

〔簡便な会計処理〕

（貸倒引当金の計上方法）

「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等及び「破綻懸念先」で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、平成23年3月期の予想損失率等を適用して計上しております。

（繰延税金資産の回収可能性の判断）

繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について前連結会計年度末から大幅な変動がないと認められるため、同年度末の検討において使用した将来の業績予測等を適用しております。

〔四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理〕

（税金費用の処理）

税金費用は、当第1四半期会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることにより算定しております。

なお、「法人税等調整額」は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

該当事項はありません。

(4) 追加情報

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当第1四半期連結累計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前第1四半期連結累計期間については遡及処理を行っておりません。

3. 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31 日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成23年 6 月30 日)
資産の部		
現金預け金	49,807	210,832
コールローン及び買入手形	15,000	-
買入金銭債権	28	1,098
有価証券	231,137	237,845
貸出金	487,018	498,254
外国為替	173	169
その他資産	3,708	3,360
有形固定資産	12,164	12,200
無形固定資産	307	300
繰延税金資産	1,461	1,446
支払承諾見返	1,967	1,922
貸倒引当金	△ 6,865	△ 6,917
資産の部合計	795,908	960,514
負債の部		
預金	727,442	813,459
譲渡性預金	40,600	113,330
借入金	9,007	8,705
外国為替	0	0
その他負債	2,616	9,494
退職給付引当金	97	90
利息返還損失引当金	7	11
睡眠預金払戻損失引当金	75	55
偶発損失引当金	126	128
再評価に係る繰延税金負債	1,830	1,830
支払承諾	1,967	1,922
負債の部合計	783,771	949,027
純資産の部		
資本金	7,485	7,485
資本剰余金	5,875	5,875
利益剰余金	△ 1,947	△ 1,808
自己株式	△ 64	△ 65
株主資本合計	11,347	11,486
その他有価証券評価差額金	△ 1,517	△ 2,306
土地再評価差額金	2,306	2,306
その他の包括利益累計額合計	789	0
純資産の部合計	12,137	11,486
負債及び純資産の部合計	795,908	960,514

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書
 四半期連結損益計算書
 第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
経常収益	3,963	3,611
資金運用収益	3,339	2,987
(うち貸出金利息)	2,658	2,393
(うち有価証券利息配当金)	663	545
役務取引等収益	530	499
その他業務収益	38	64
その他経常収益	56	61
経常費用	3,759	3,490
資金調達費用	369	306
(うち預金利息)	246	188
役務取引等費用	355	328
その他業務費用	34	24
営業経費	2,734	2,561
その他経常費用	266	270
経常利益	203	120
特別利益	27	-
償却債権取立益	7	-
偶発損失引当金戻入益	19	-
特別損失	23	0
固定資産処分損	0	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	23	-
税金等調整前四半期純利益	207	120
法人税、住民税及び事業税	87	33
法人税等還付税額	-	△ 52
法人税等合計	87	△ 18
四半期純利益	120	139

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

四半期連結包括利益計算書
第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
四半期純利益	120	139
その他の包括利益	△ 741	△ 789
その他有価証券評価差額金	△ 741	△ 789
四半期包括利益	△ 620	△ 649
親会社株主に係る四半期包括利益	△ 620	△ 649

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(4) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

該当事項はありません。

4. （参考）平成24年3月期 第1四半期決算の状況（四半期決算補足説明資料）

（1）損益の概要（個別）

① 東日本大震災に係る与信費用

- ・さる平成23年5月に発表いたしました平成23年3月期決算において、当行では、大震災により多くの融資取引先について、連絡がとれない、あるいはその実態把握や担保物件の確認等が一時的に困難な状況にありました。このため、そのような融資取引先や担保物件については、期末日までに把握している情報に基づき自己査定を行うとともに、個別貸倒引当金1億43百万円を計上いたしました。また、地域の被害状況等に応じて一定の予想損失率を算定し、一般貸倒引当金27億55百万円を計上いたしました。
- ・当第1四半期におきましては、引き続き融資取引先の実態把握や担保物件の確認作業を継続していることから、貸倒引当金の計上にあたっては平成23年3月期決算の考え方を継承し、平成23年6月までに把握した情報を融資取引先のランクダウン等に反映させ、該当部分を一般貸倒引当金から個別貸倒引当金へ振替えております。また、大震災以外の要因によるランクダウンについても必要な個別貸倒引当金の繰入を行っております。これにより当第1四半期では、大震災関連を含めて一般貸倒引当金戻入1億99百万円、個別貸倒引当金繰入2億22百万円を計上しており、双方を合算した貸倒償却引当費用は22百万円となっております。

② 損益の状況

- ・経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金が利回り低下により減少したことなどから、前年同期比3億14百万円減少の36億25百万円となりました。
- ・銀行の本業の収益力を表すコア業務純益は、経費全般の節減に取り組みましたが、資金利益が減少したことなどから、前年同期比1億3百万円減少の3億37百万円となりました。
- ・貸倒償却引当費用は、前記①のとおり、22百万円となりました。
- ・経常利益は、コア業務純益の減少等により、前年同期比86百万円減少の86百万円となりました。また、四半期純利益は、税金費用の減少から前年同期比23百万円増加の1億27百万円となりました。

③ 平成24年3月期第2四半期の業績予想

- ・今般の大震災の影響は、平成23年3月期決算時点で想定した以上に長期間かつ広範囲に及ぶことが懸念されます。このため平成24年3月期第2四半期におきましては、現在進めております融資取引先の実態把握や担保物件の確認作業の結果に、今後の大震災の影響等も加味したうえで自己査定を行い、適切な貸倒引当金を追加計上する見込みでございます。
- ・また、当行保有有価証券のうち、価格が下落している有価証券につきましては、減損処理を行う見込みでございます。
- ・上記の各見込みにつきましては、現在、確認・集計作業等を進めておりますことから、現時点において業績予想は未定とさせていただきます。

(2) 損益の状況(個別)

(単位：百万円)

	平成24年3月期 第1四半期 (3ヵ月間) (A)	前年同期比 (A)－(B)	平成23年3月期 第1四半期 (3ヵ月間) (B)	平成24年3月期 第2四半期 業績予想 (6ヵ月間)
経常収益	3,625	△ 314	3,939	-
業務粗利益 (除く国債等債券損益(5勘定戻))	2,917 (2,918)	△ 212 (△ 208)	3,129 (3,126)	
資金利益	2,706	△ 252	2,958	
役務取引等利益	170	3	167	
その他業務利益	40	37	3	
（うち国債等債券損益）	△ 0	△ 2	2	
（うち金融派生商品損益）	39	39	0	
経費（除く臨時処理分）	2,580	△ 106	2,686	
人件費	1,187	△ 64	1,251	
物件費	1,279	△ 11	1,290	
税金	113	△ 31	144	
業務純益（一般貸倒繰入前）	336	△ 107	443	
コア業務純益	337	△ 103	440	
①一般貸倒引当金繰入額	△ 199	△ 167	△ 32	
業務純益	536	61	475	
臨時損益	△ 450	△ 147	△ 303	
②不良債権処理額	222	△ 24	246	
個別貸倒引当金繰入額	222	△ 24	246	
③貸倒償却引当費用（①＋②）	(22)	(△ 192)	(214)	
④償却債権取立益	6	6	-	
株式等関係損益	△ 137	△ 143	6	
その他臨時損益	△ 97	△ 35	△ 62	
経常利益	86	△ 86	172	-
特別損益	△ 0	△ 3	3	
④償却債権取立益	-	△ 7	7	
税引前四半期純利益	85	△ 90	175	
税金費用	△ 42	△ 113	71	
四半期（中間）純利益	127	23	104	-
（参考）与信関連費用（③－④）	15	△ 191	206	

(注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 「コア業務純益」とは貸出・預金・為替等の銀行本来の業務による利益を表し、一般貸倒引当金の繰入れ、国債等債券の売却損益等を加味しない利益です。
- 「税金費用」は「法人税、住民税及び事業税」、「法人税等還付税額」及び「法人税等調整額」の合計であります。
- 「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、従来、「特別利益」に計上していた「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上することとなったため、当第1四半期より、「臨時損益」に含めて計上しております。

(3) 金融再生法ベースのカテゴリーによる開示（個別）

- ・平成23年6月末の金融再生法開示債権の残高(要管理債権以下の合計額)は、大震災後にお取引先から融資の約定返済の一時停止の要請等が多数寄せられ、それに対応したことなどから、平成23年3月末比29億円増加の222億円となりました。
- ・総与信に占める割合は、平成23年3月末比0.48ポイント上昇の4.39%となりました。

	(単位：百万円)		(参考) (単位：百万円)
	平成23年6月末	平成22年6月末	平成23年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,979	6,482	6,128
危険債権	14,358	13,192	12,905
要管理債権	1,874	1,924	268
小計	22,212	21,599	19,301
正常債権	482,752	485,173	473,951
合計	504,965	506,773	493,253

		(参考)
総与信に占める要管理債権以下の開示債権額の割合	4.39%	4.26%
		3.91%

(注) 上記の平成23年6月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権のカテゴリーにより分類し、当行の定める「資産の自己査定基準」に基づき、平成23年6月末を基準日として実施した資産査定結果による債務者区分(※)を前提としております。

※ 債務者区分との関係

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」：(実質破綻先、破綻先債権)

「危険債権」：(破綻懸念先に対する債権)

「要管理債権」：(要注意先に対する債権のうち、元本または利息の支払が3ヵ月以上延滞している債権及び貸出条件を緩和している債権)

(4) 自己資本比率（国内基準）

- ・平成23年9月末における自己資本比率につきましては、平成23年9月期の業績予想が現時点で未定であることから、本比率についても未定とさせていただきます。

(5) 時価のある有価証券の評価差額（個別）

・平成23年6月末の「その他有価証券」の評価差額は、株式の評価損が拡大したことなどから、平成23年3月末比7億円減少の△23億円となりました。

(単位：百万円)										(参考) (単位：百万円)			
		平成23年6月末				平成22年6月末				平成23年3月末			
		時価	評価差額			時価	評価差額			時価	評価差額		
				うち益	うち損			うち益	うち損			うち益	うち損
その他有価証券		214,779	△ 2,306	2,870	5,177	202,524	△ 512	4,123	4,635	207,975	△ 1,517	3,147	4,664
株式		7,485	△ 3,975	150	4,126	9,762	△ 2,856	177	3,033	8,385	△ 3,117	225	3,342
債券		203,612	2,606	2,720	114	184,014	3,823	3,826	2	195,208	2,404	2,835	430
その他		3,681	△ 937	-	937	8,748	△ 1,479	119	1,599	4,381	△ 804	86	891

- (注) 1. 各四半期末における時価は、それぞれ各四半期末時点における市場価格等に基づいており、「うち益」「うち損」は、「評価差額」の内訳であります。
2. 売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価しております。

【参考】満期保有目的の債券及び子会社・関連会社株式に係る含み損益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)										(参考)	(単位：百万円)				
	平成23年6月末				平成22年6月末				平成23年3月末						
	帳簿 価額	含み損益			帳簿 価額	含み損益			帳簿 価額	含み損益					
			うち益	うち損			うち益	うち損			うち益	うち損			
満期保有目的の債券	22,751	△ 3,498	728	4,226	24,540	△ 3,061	688	3,750	22,751	△ 3,638	658	4,296			
子会社・関連会社株式	10	－	－	－	359	－	－	－	359	－	－	－			

(6) 預金、預かり資産、貸出金の残高（個別）

- ・平成23年6月末の預金の残高は、東日本大震災にともなう、保険金等の受入により個人預金が増加したことや、公金預金が増加したことなどから、前年同月末比1,324億円増加の9,269億円となりました。
- ・預かり資産の残高は、生命保険や投資信託が増加したことなどから、前年同月末比52億円増加の444億円となりました。
- ・貸出金の残高は、中小企業向け貸出や地方公共団体向け貸出が増加しましたが、消費者ローンや大企業向けの貸出等が減少したことなどから、前年同月末比13億円減少の5,010億円となりました。

① 預金の残高（末残）

	(単位：百万円)		(参考)(単位：百万円)
	平成23年6月末	平成22年6月末	平成23年3月末
預金＋譲渡性預金	926,937	794,521	768,162
うち個人預金	638,295	587,123	579,296
うち法人預金	133,050	112,316	116,759
うち公金預金	153,625	93,328	70,089

② 預かり資産の残高（末残）

	(単位：百万円)		(参考)(単位：百万円)
	平成23年6月末	平成22年6月末	平成23年3月末
預かり資産	44,447	39,199	43,726
うち公共債	21,434	23,337	21,690
うち投資信託	10,092	9,398	10,125
うち生命保険	12,920	6,464	11,911
うち個人年金保険	8,837	4,643	8,143
うち一時払終身保険	4,027	1,809	3,715

(注) 生命保険残高は、成約累計残高としており、解約分は考慮していません。

③ 貸出金の残高（末残）

	(単位：百万円)		(参考)(単位：百万円)
	平成23年6月末	平成22年6月末	平成23年3月末
貸出金	501,074	502,386	489,444
うち中小企業等向け貸出	338,126	337,059	344,031
うち中小企業向け貸出	196,871	192,181	199,778
うち消費者ローン	136,741	139,968	139,039
うち住宅ローン	125,063	126,780	126,420
うち地方公共団体向け貸出	115,603	103,081	95,039
中小企業等貸出比率	67.48%	67.09%	70.29%

以 上